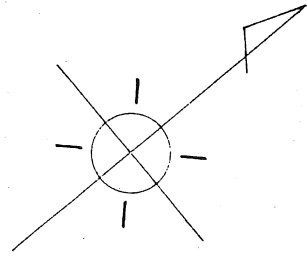


# 換地 図

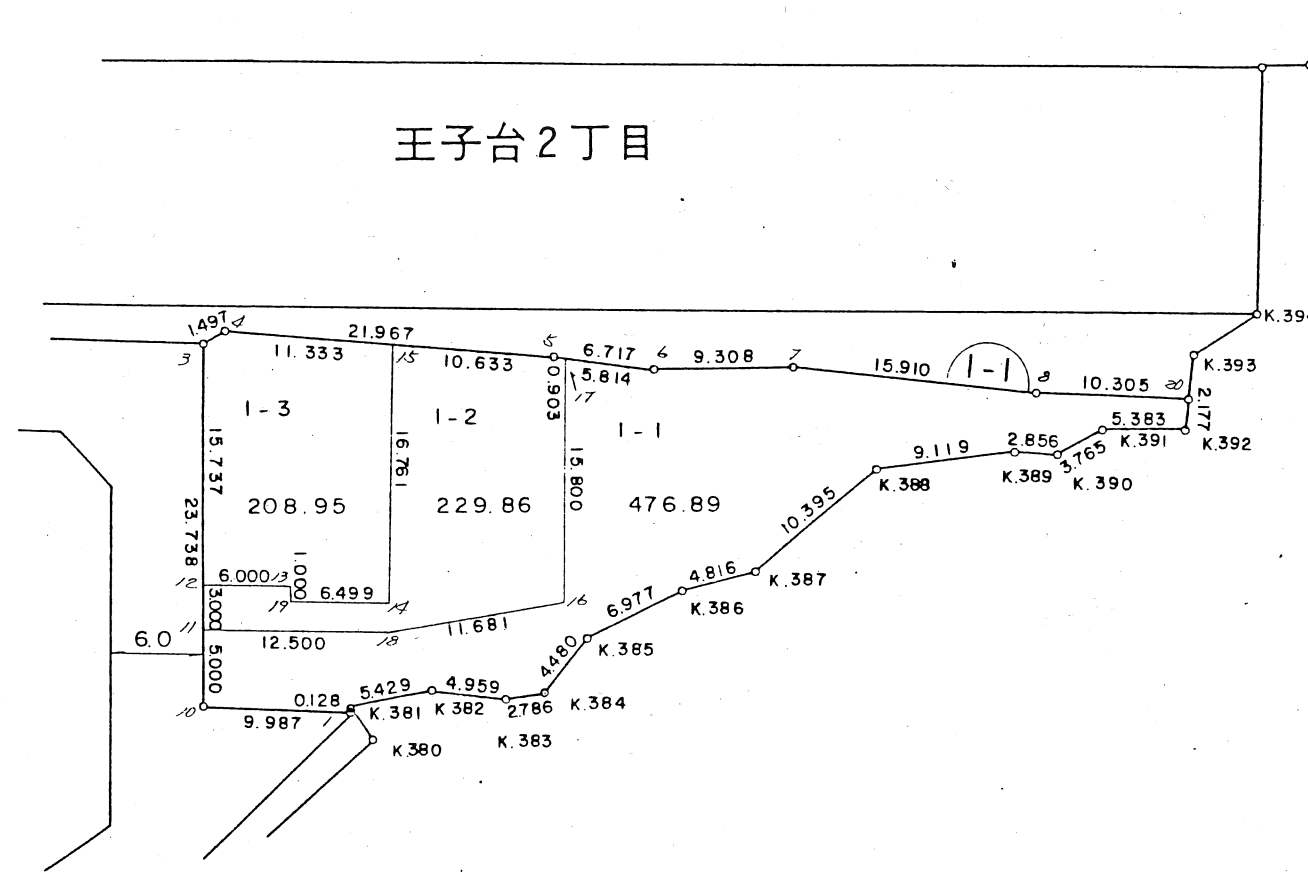
縮尺 1:500

街区番号 1-1

王子台 2丁目



王子台 2丁目



1-2

この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。  
 換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生  
 じても佐倉市は関与できません。  
 また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責  
 任を負いません。

施行者：佐倉市臼井生谷土地区画整理組合  
 (昭和59年2月1日換地処分)

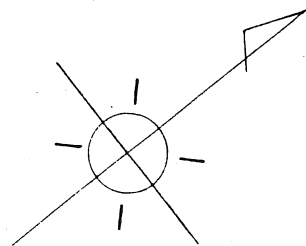
凡	例
	換地位置

# 換地 図

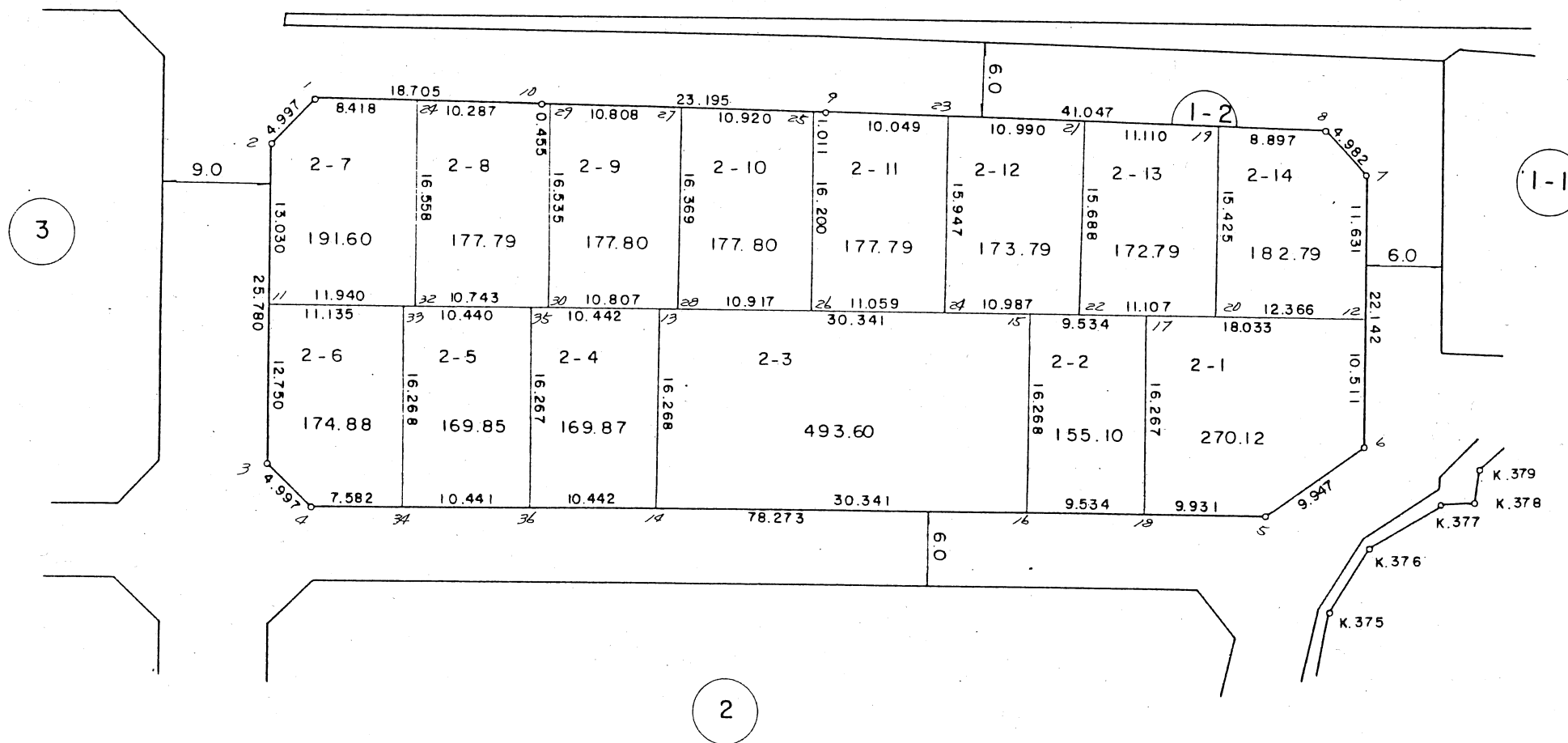
縮尺 1:500

街区番号 1-2

王子台 2 丁目



王子台 2 丁目



この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。  
換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生  
じても佐倉市は関与できません。  
また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責  
任を負いません。

施行者：佐倉市臼井生谷土地区画整理組合  
(昭和59年2月1日換地処分)

凡	例
	換地位置

# 換地 図

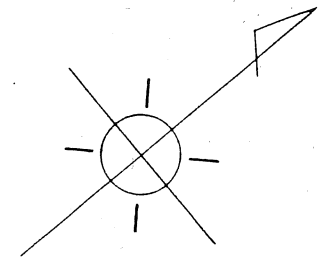
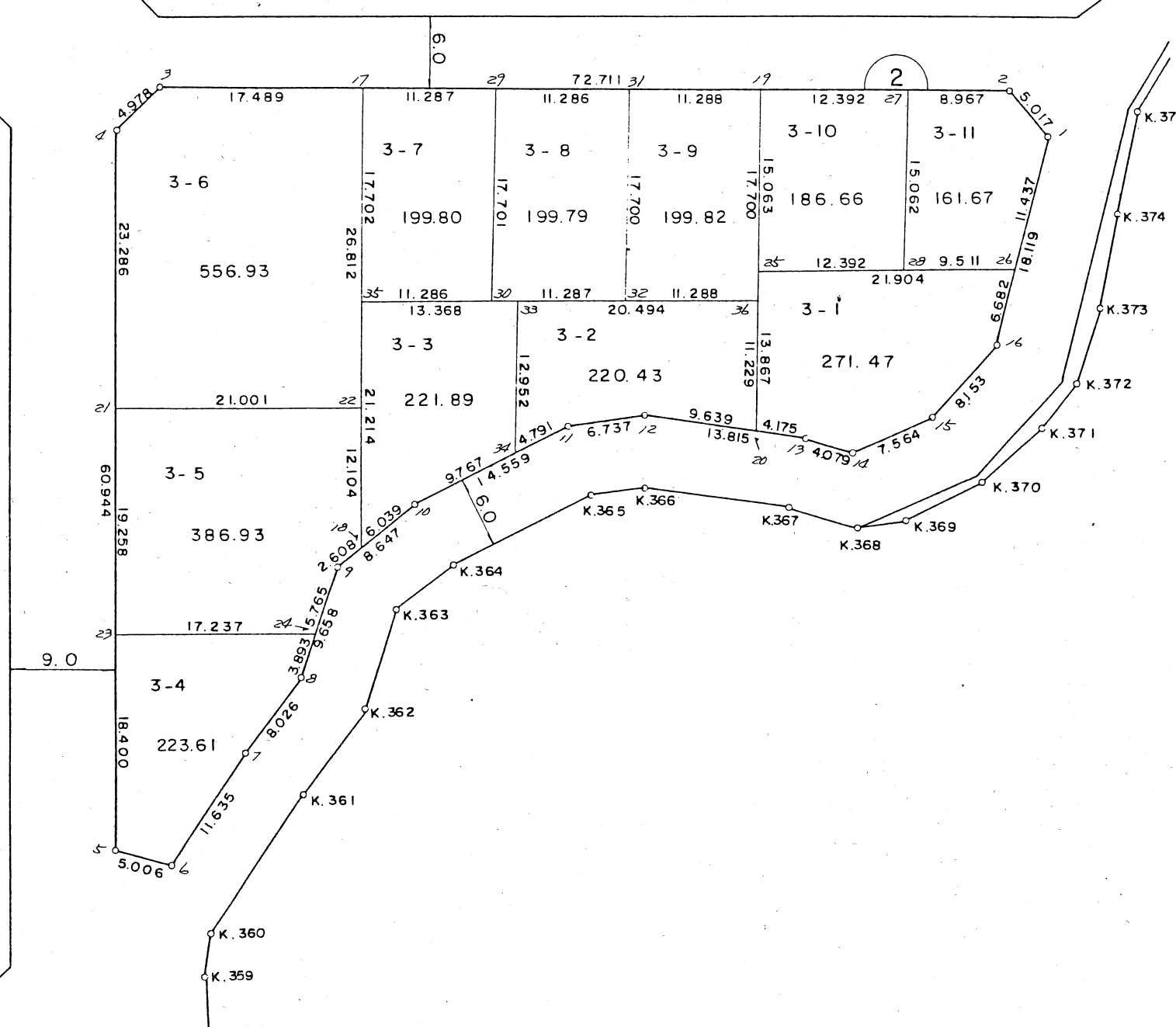
縮尺 1:500

街区番号 2

王子台 2 丁目

王子台 2 丁目

4



この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。  
換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生  
じても佐倉市は関与できません。  
また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責  
任を負いません。

施行者：佐倉市臼井生谷土地区画整理組合  
(昭和59年2月1日換地処分)

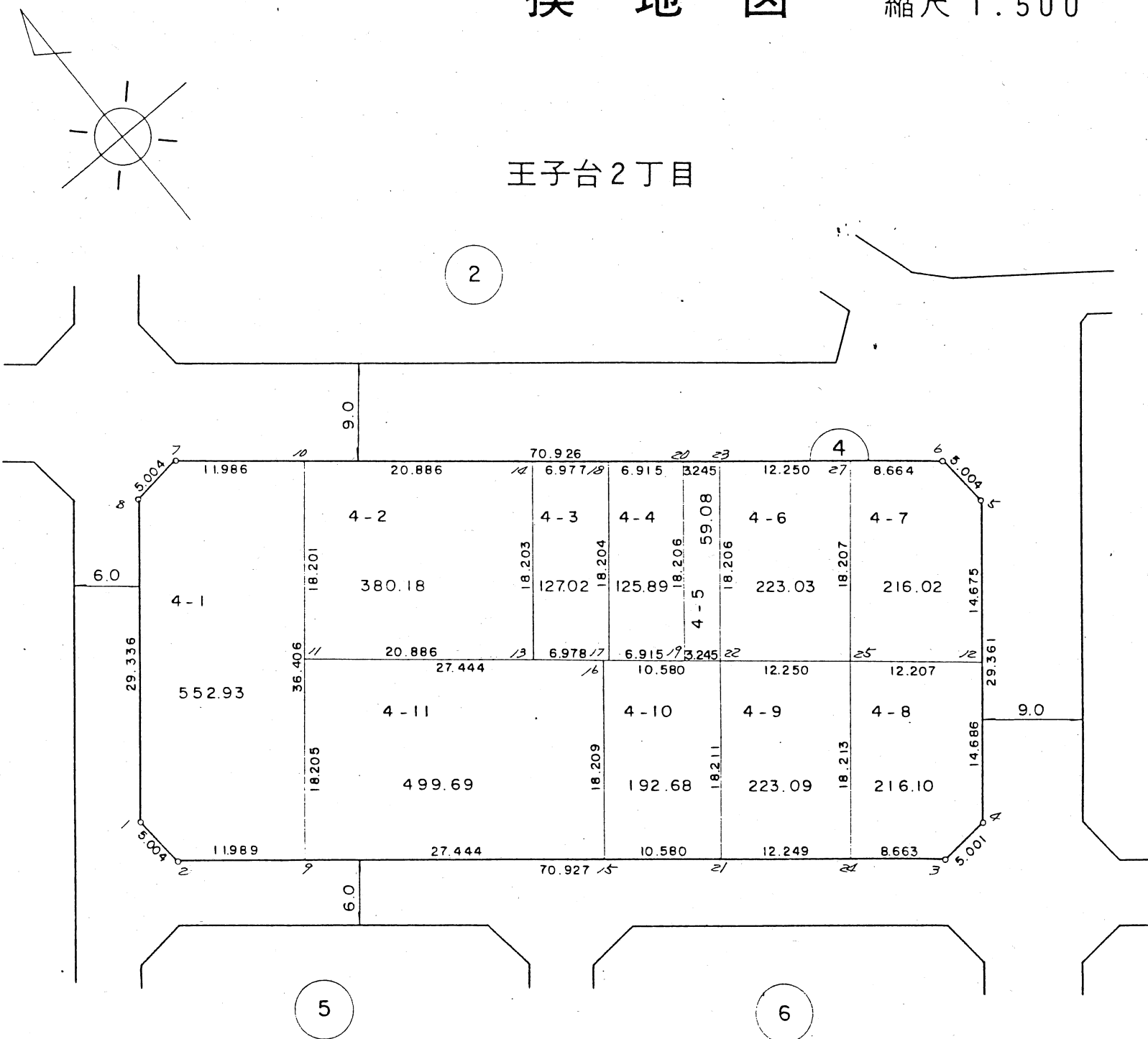
凡	例
	換地位置

# 換地 図

縮尺 1:500

街区番号 4  
王子台 2丁目

王子台 2丁目



この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。  
換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生  
じても佐倉市は関与できません。  
また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責  
任を負いません。

施行者：佐倉市臼井生谷土地区画整理組合  
(昭和59年2月1日換地処分)

凡 例	
	換地位置

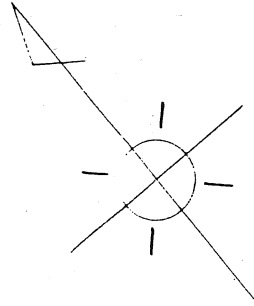


# 換地図

縮尺 1:500

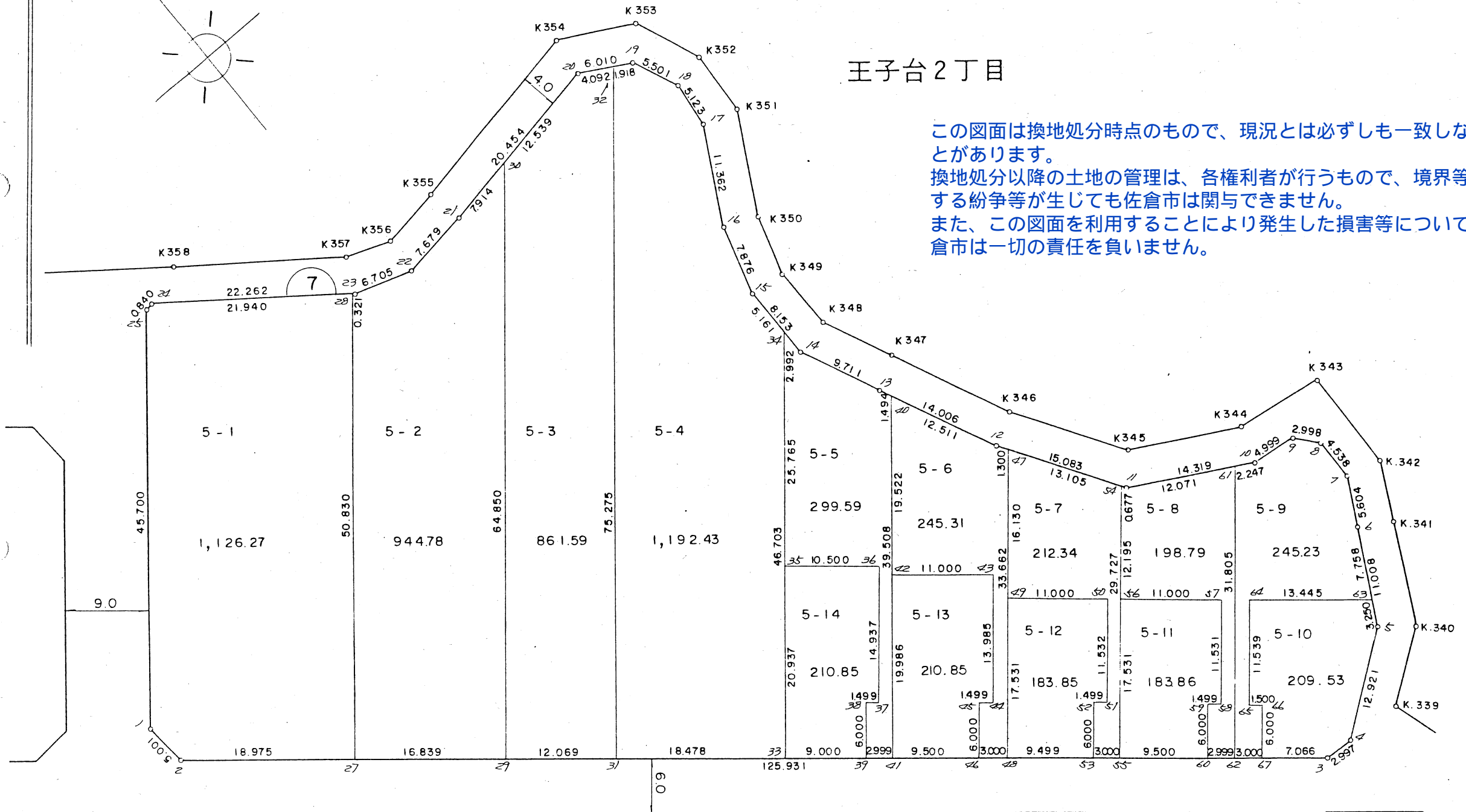
街区番号 7

王子台 2 丁目



## 王子台 2 丁目

この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。  
換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生じても佐倉市は関与できません。  
また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責任を負いません。



8

9

施行者：佐倉市臼井生谷土地区画整理組合  
(昭和 5 9 年 2 月 1 日換地処分)

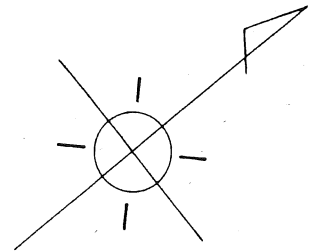
凡 例	
	換地位置

# 換地 図

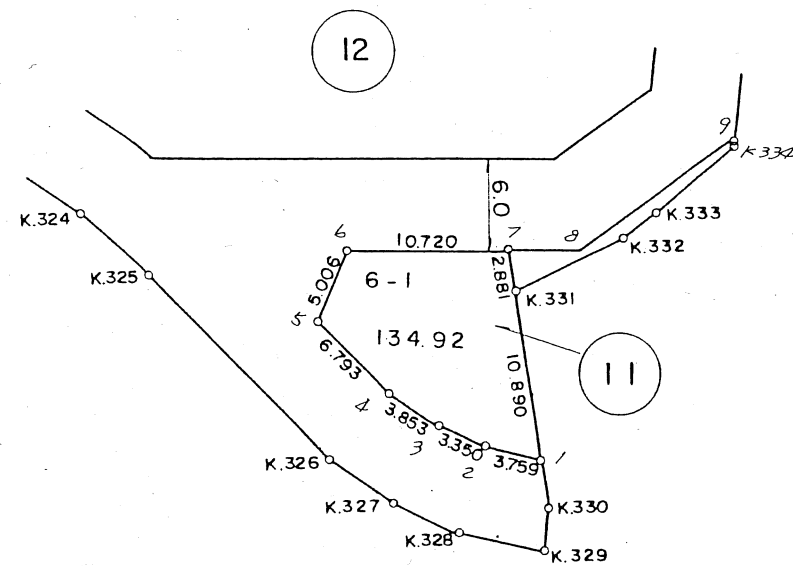
縮尺 1:500

街区番号 11

王子台 2 丁目



王子台 2 丁目



この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。  
換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生  
じても佐倉市は関与できません。  
また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責  
任を負いません。

施行者：佐倉市臼井生谷土地区画整理組合  
(昭和59年2月1日換地処分)

凡	例
	換地位置

# 換地図

縮尺 1:500

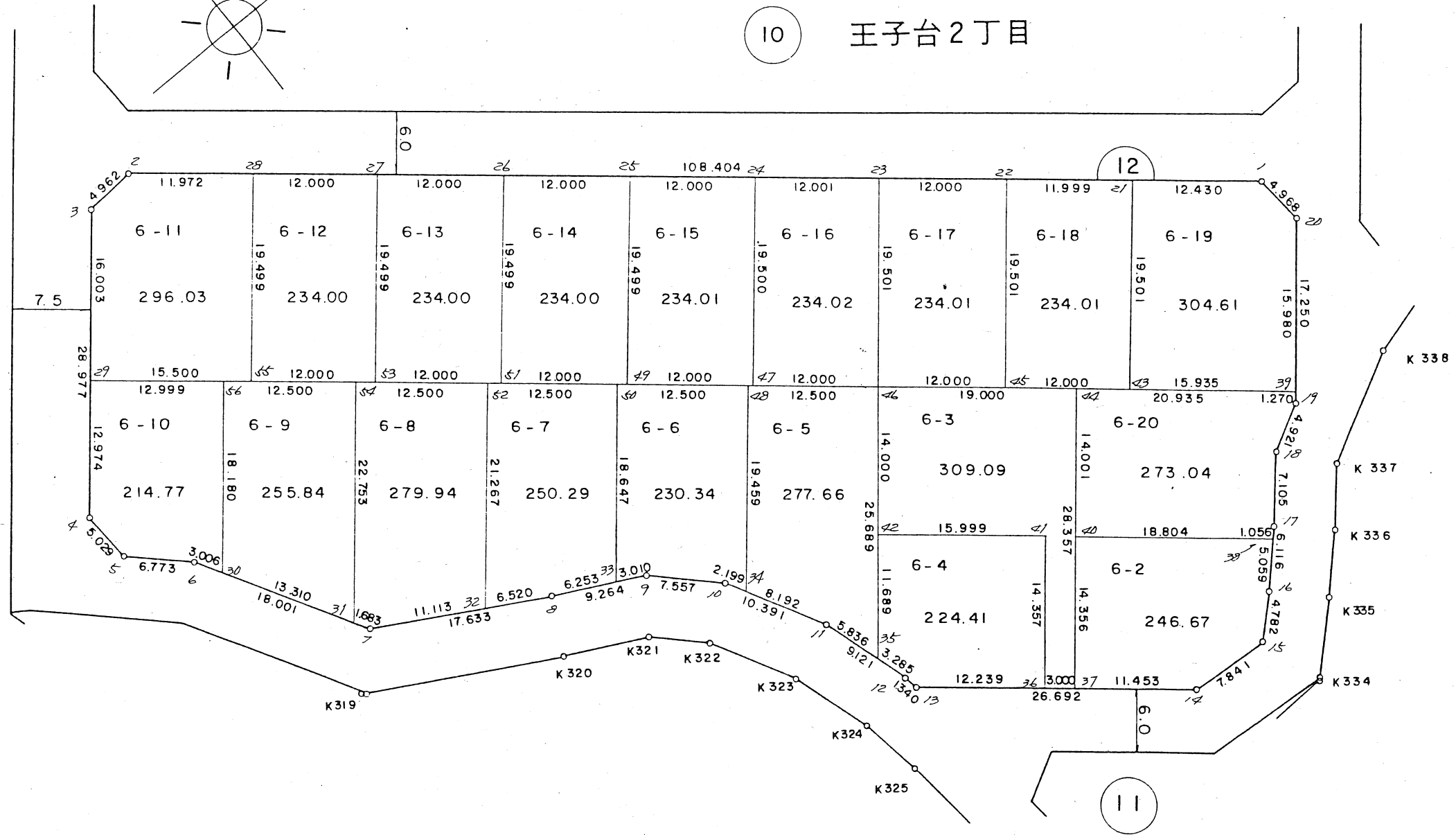
街区番号 12

王子台 2 丁目

10 王子台 2 丁目

12

13



この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。  
換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生  
じても佐倉市は関与できません。  
また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責  
任を負いません。

施行者：佐倉市臼井生谷土地区画整理組合  
(昭和 5 9 年 2 月 1 日換地処分)

凡 例

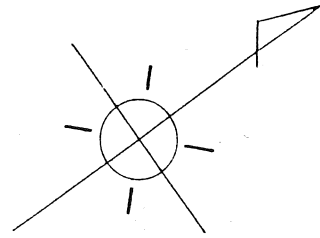
換地位置

# 換地 図

縮尺 1:500

街区番号 10

王子台 2 丁目



王子台 2 丁目

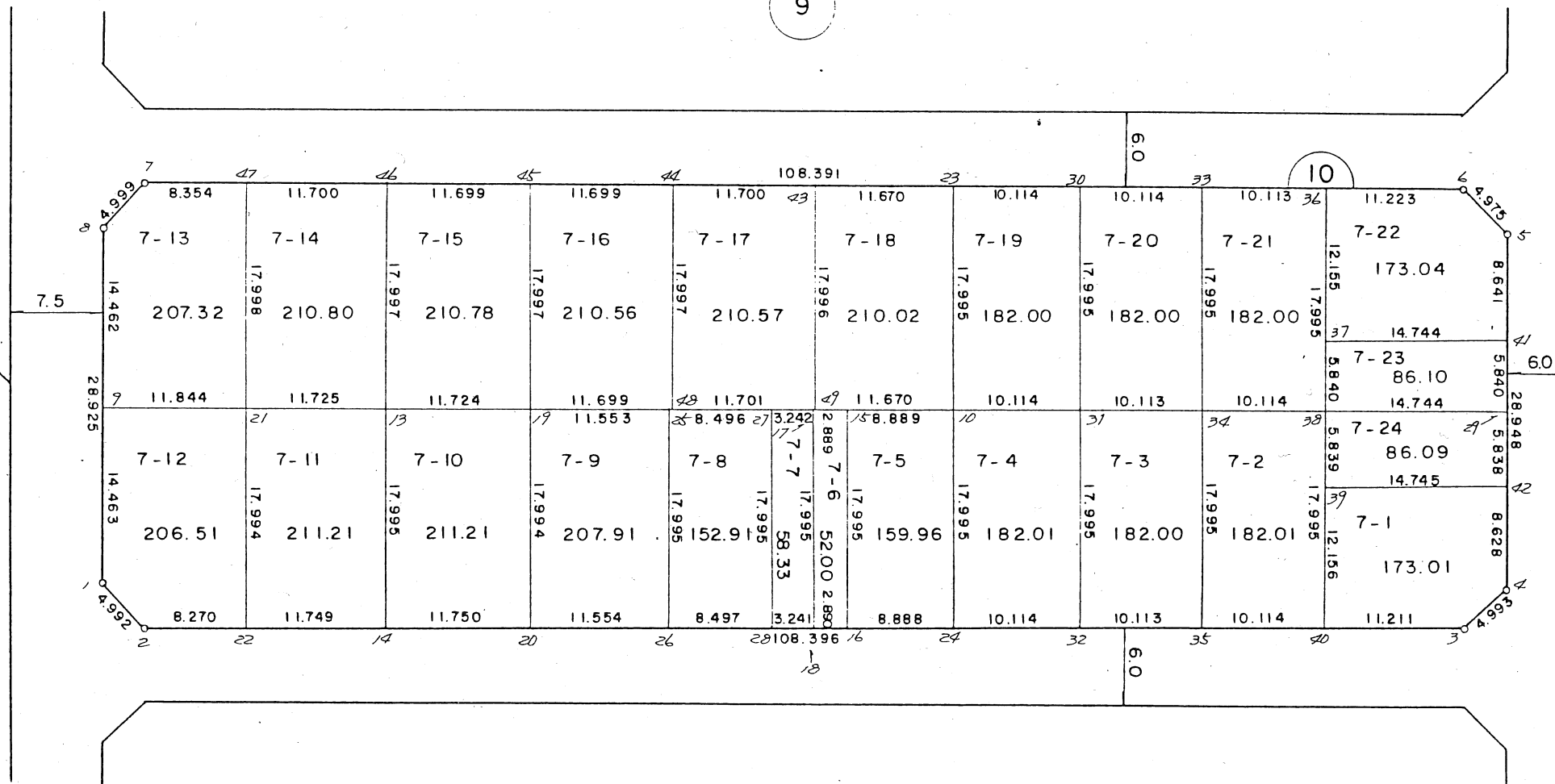
9

14

13

7

12



この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。  
換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生  
じても佐倉市は関与できません。  
また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責  
任を負いません。

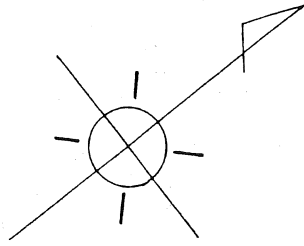
施行者：佐倉市臼井生谷土地区画整理組合  
(昭和59年2月1日換地処分)

凡 例	
	換地位置

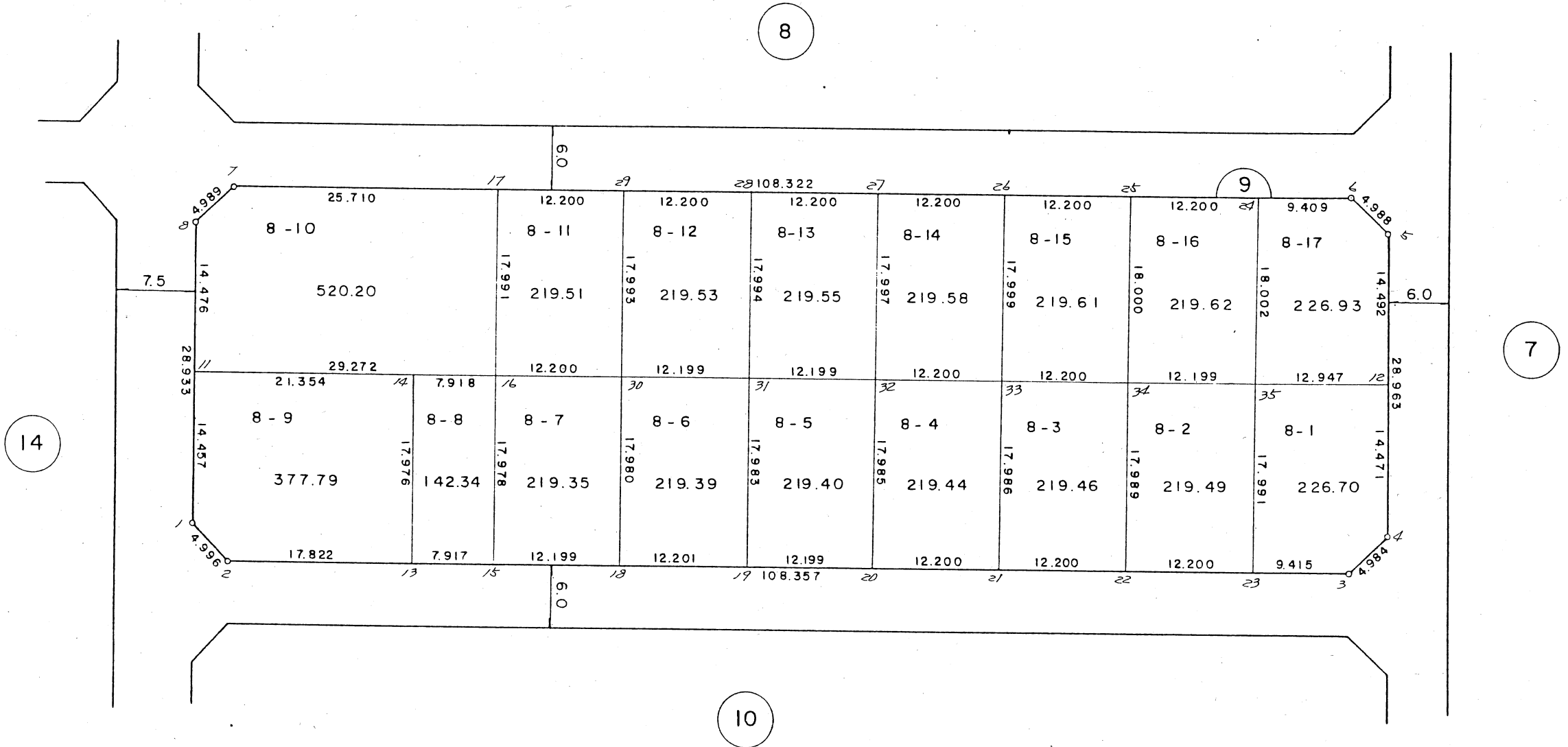
# 換地図

縮尺 1:500

街区番号 9  
王子台 2 丁目



王子台 2 丁目



この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。  
換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生  
じても佐倉市は関与できません。  
また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責  
任を負いません。

施行者：佐倉市臼井生谷土地区画整理組合  
(昭和59年2月1日換地処分)

凡	例
	換地位置

# 換地 図

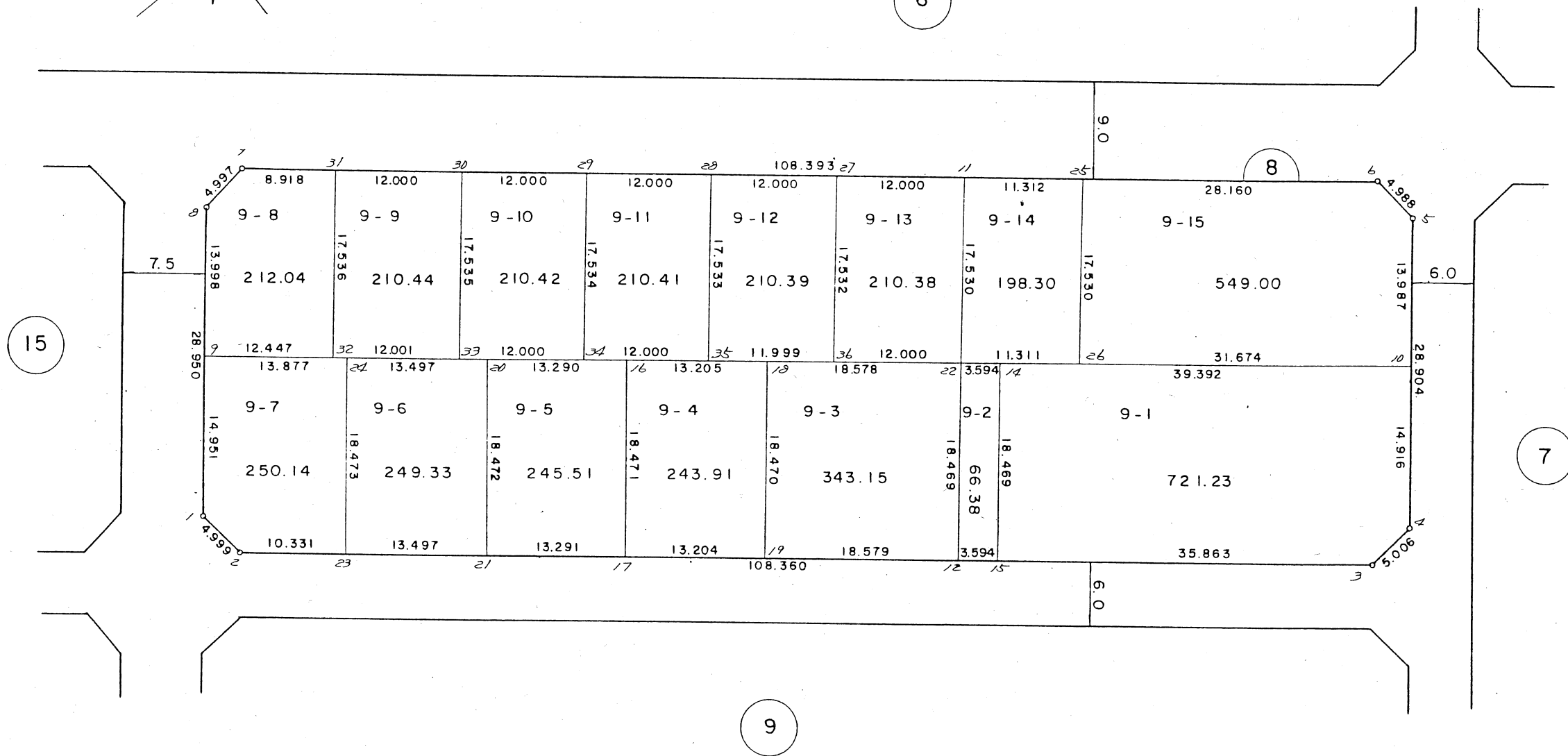
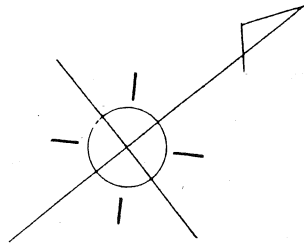
縮尺 1:500

街区番号 8

王子台 2 丁目

王子台 2 丁目

6



この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。  
 換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生  
 じても佐倉市は関与できません。  
 また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責  
 任を負いません。

施行者：佐倉市臼井生谷土地区画整理組合  
 (昭和59年2月1日換地処分)

凡 例	
	換地位置

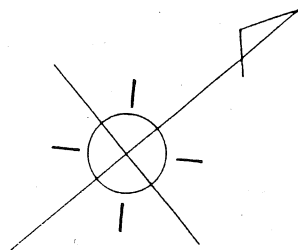


# 換地 図

縮尺 1:500

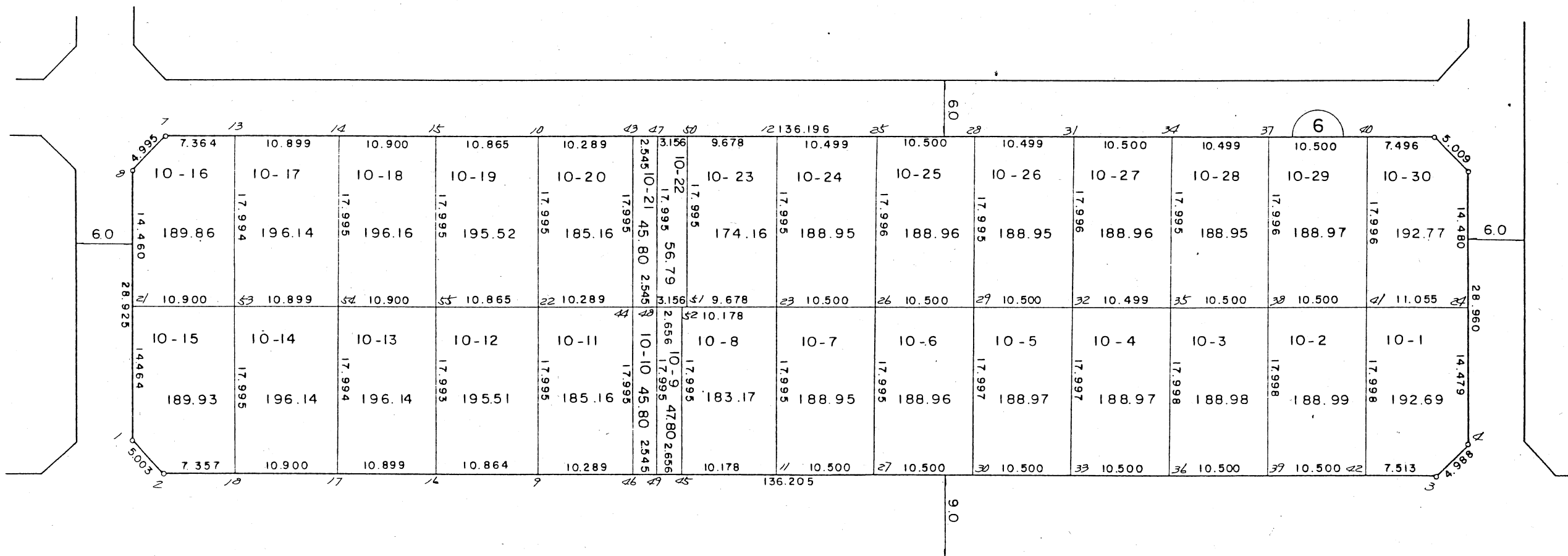
街区番号 6

王子台 2 丁目



王子台 2 丁目

5



15

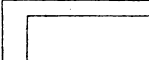
この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。  
換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生  
じても佐倉市は関与できません。  
また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責  
任を負いません。

8

施行者：佐倉市臼井生谷土地区画整理組合  
(昭和59年2月1日換地処分)

凡 例

換地位置



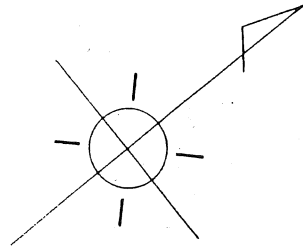


# 換地図

縮尺 1:500

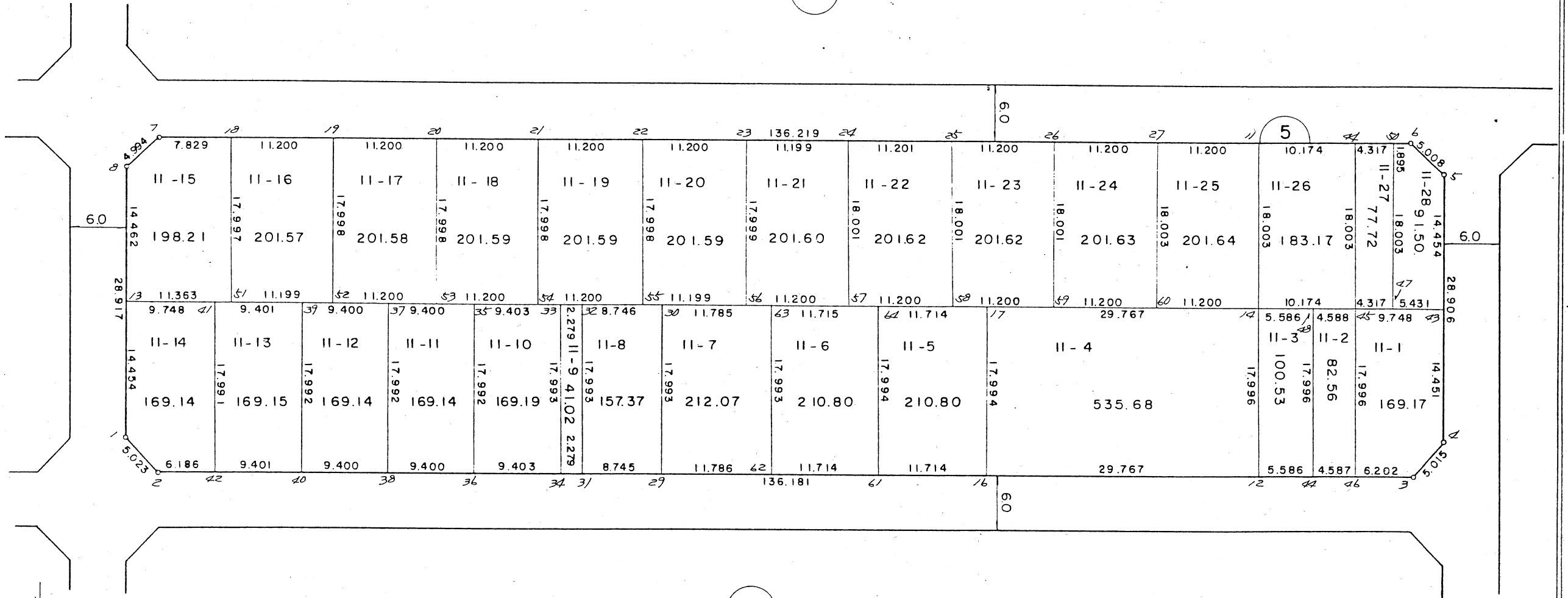
街区番号 5

王子台 2丁目



王子台 2丁目

3

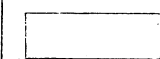


6

この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。  
 換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生  
 じても佐倉市は関与できません。  
 また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責  
 任を負いません。

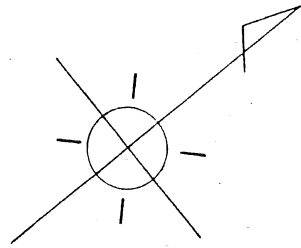
施行者：佐倉市臼井生谷土地画整理組合  
 (昭和59年2月1日換地処分)

凡 例

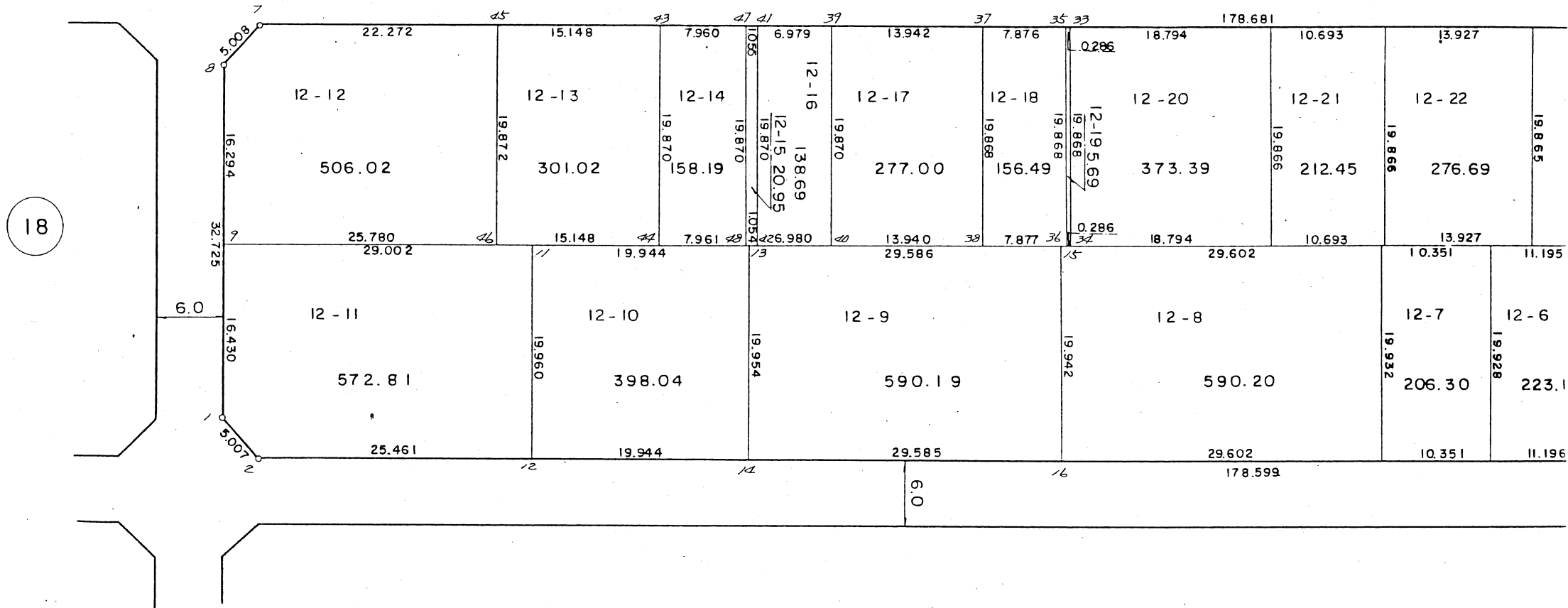


換地位置

# 換地図 縮尺



王子台2丁目



18

5

この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。  
 換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生  
 じても佐倉市は関与できません。  
 また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責  
 任を負いません。

施行者：佐倉市臼井生谷土地区画整理組合  
 (昭和59年2月1日換地処分)

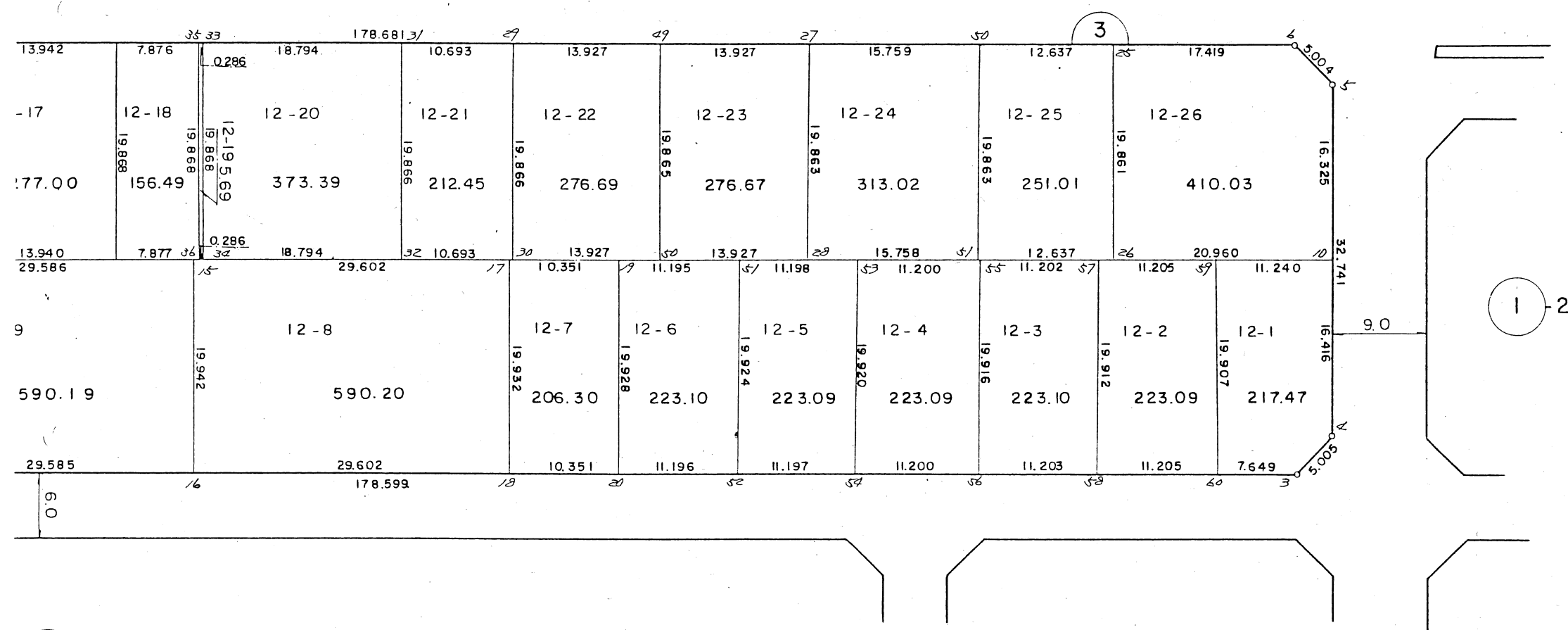
# 換地図

縮尺 1:500

街区番号 3

王子台 2丁目

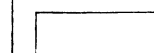
王子台 2丁目



この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。  
換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生  
じても佐倉市は関与できません。  
また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責  
任を負いません。

施行者：佐倉市臼井生谷土地区画整理組合  
(昭和59年2月1日換地処分)

凡 例



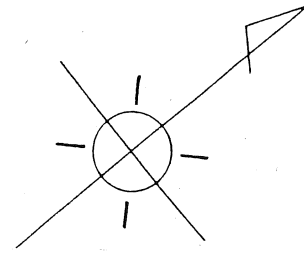
換地位置

# 換地図

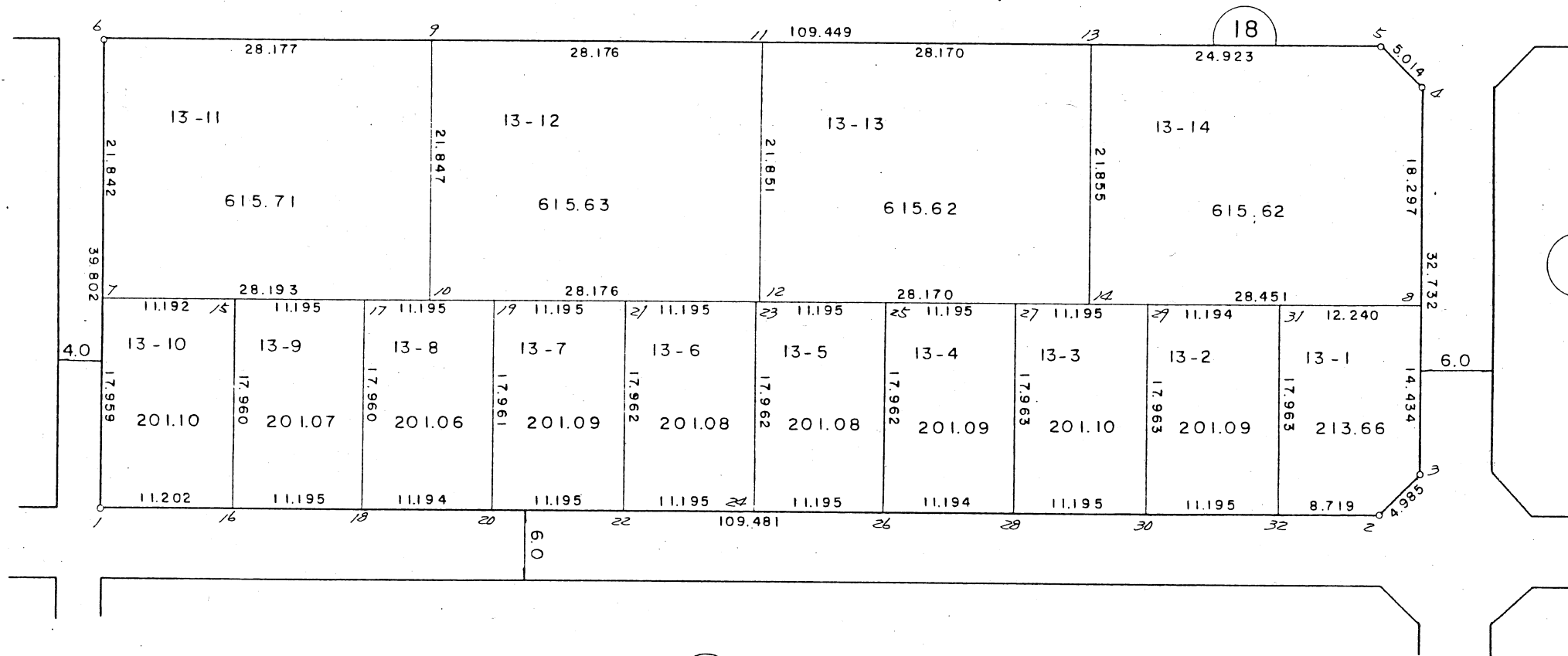
縮尺 1:500

街区番号 18

王子台 2 丁目



王子台 2 丁目



19

3

17

この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。  
換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生  
じても佐倉市は関与できません。  
また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責  
任を負いません。

施行者：佐倉市臼井生谷土地区画整理組合  
(昭和59年2月1日換地処分)

凡 例

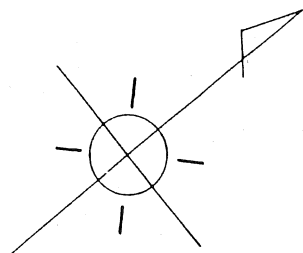
換地位置

# 換地図

縮尺 1:500

街区番号 17

王子台 2 丁目



王子台 2 丁目

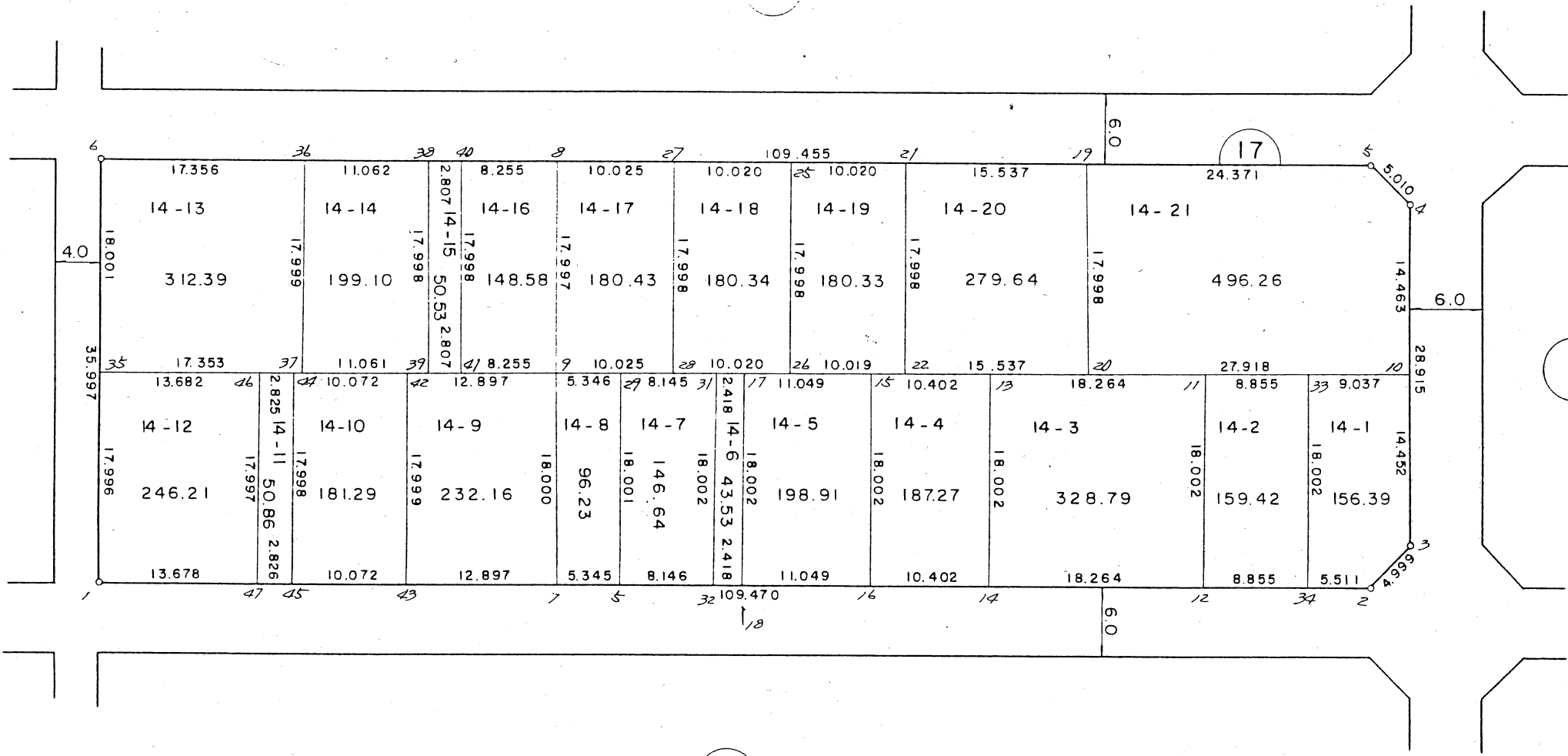
20

18

17

5

16



この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。  
換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生  
じても佐倉市は関与できません。  
また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責  
任を負いません。

施行者：佐倉市臼井生谷土地区画整理組合  
(昭和59年2月1日換地処分)

凡 例



換地位置

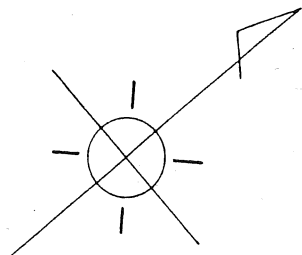
# 換地図

縮尺 1:500

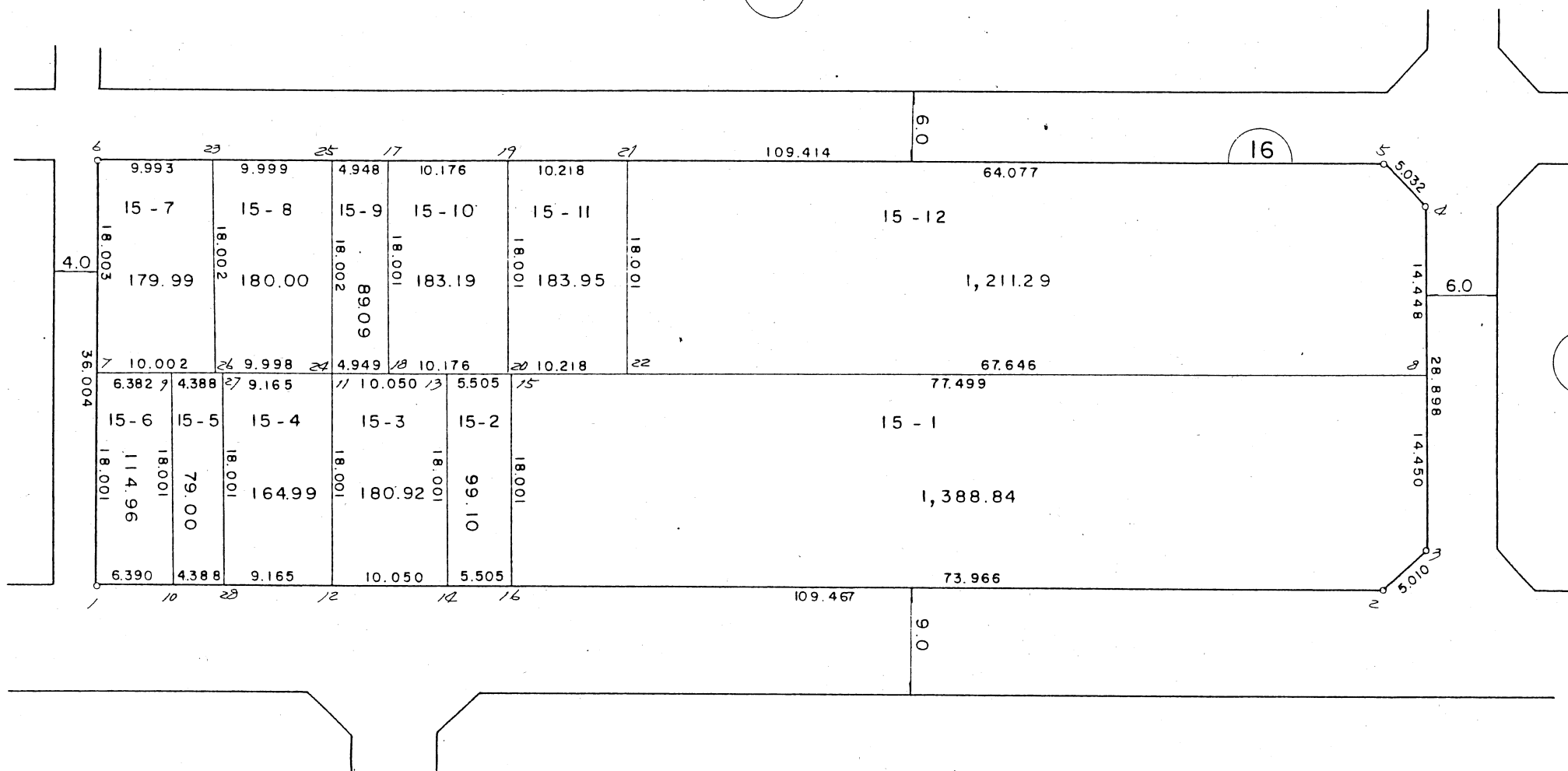
街区番号 16

王子台 2丁目

王子台 2丁目



17



21

6

23

15

この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。  
換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生  
じても佐倉市は関与できません。  
また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責  
任を負いません。

施行者：佐倉市臼井生谷土地区画整理組合  
(昭和59年2月1日換地処分)

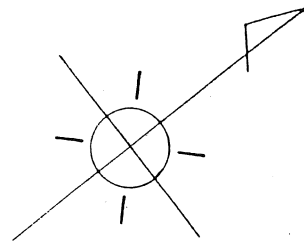
凡 例	
	換地位置

# 換地 図

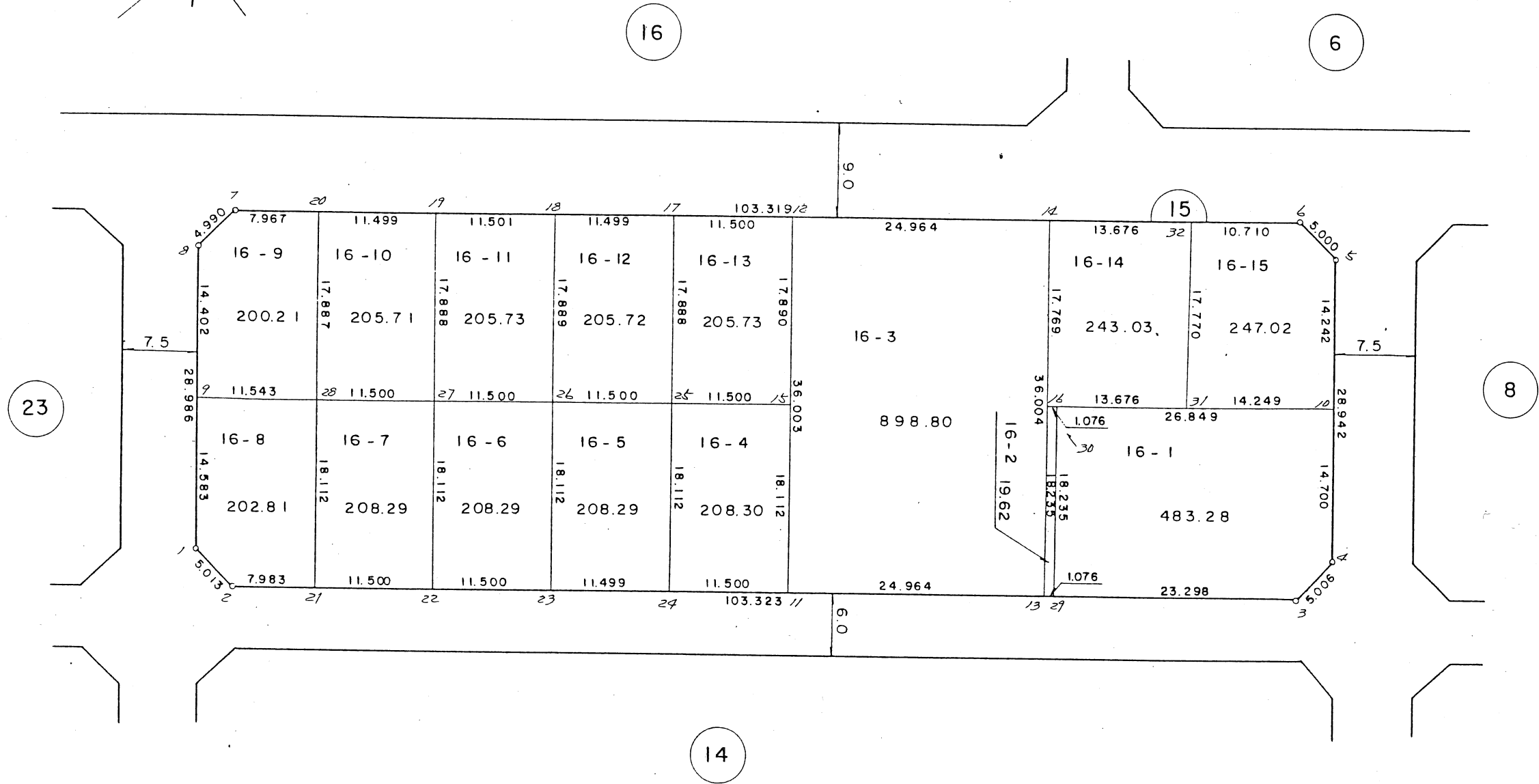
縮尺 1:500

街区番号 15

王子台 2丁目



王子台 2丁目



この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。  
 換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生  
 じても佐倉市は関与できません。  
 また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責  
 任を負いません。

施行者：佐倉市臼井生谷土地区画整理組合  
 (昭和59年2月1日換地処分)

凡	例
	換地位置



# 換地図

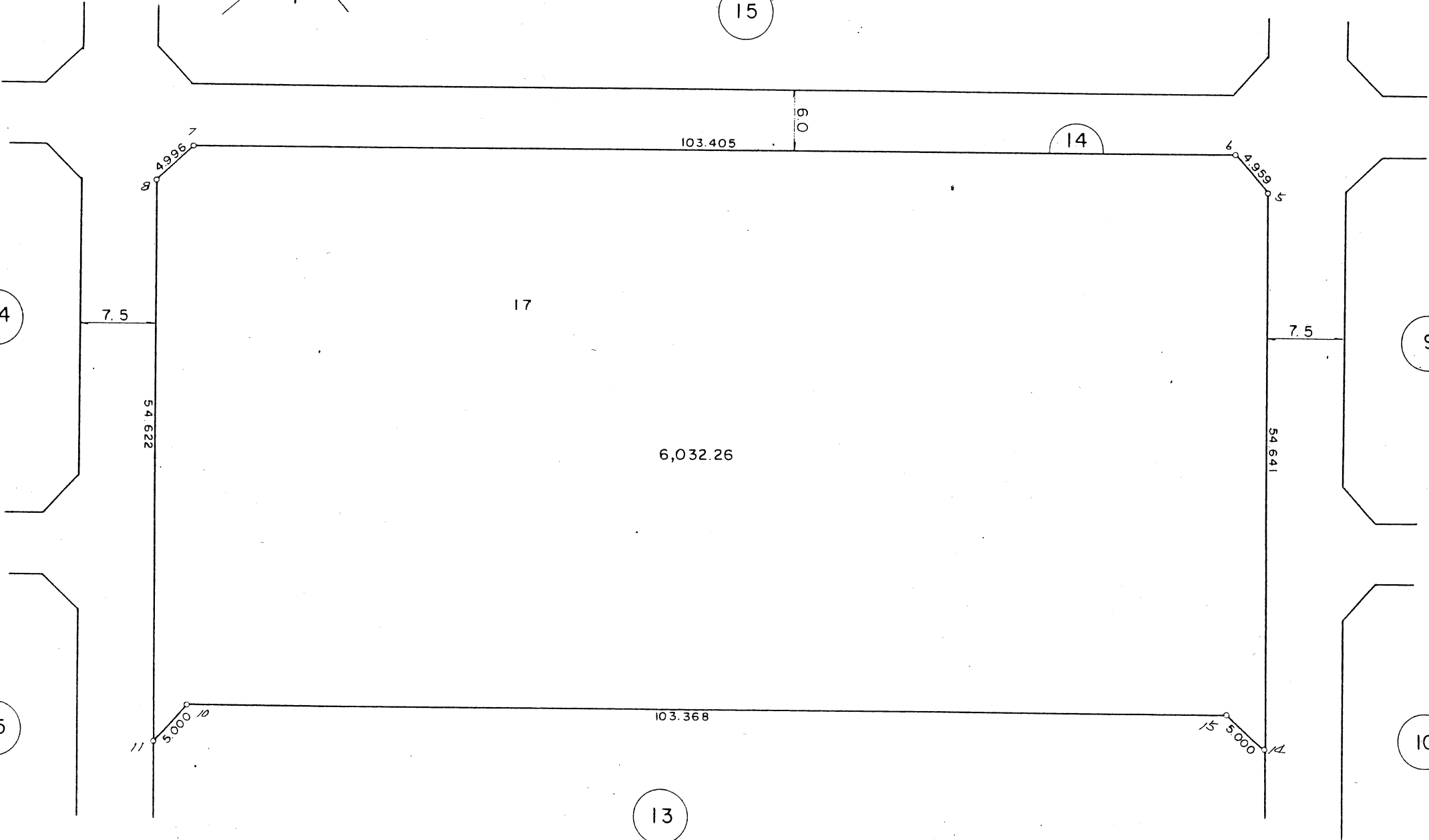
縮尺 1:500

街区番号 14

王子台 2丁目

王子台 2丁目

15



この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。  
換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生  
じても佐倉市は関与できません。  
また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責  
任を負いません。

施行者：佐倉市臼井生谷土地区画整理組合  
(昭和59年2月1日換地処分)

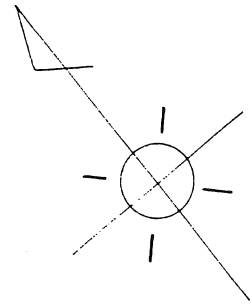
凡 例	
	換地位置

# 換地図

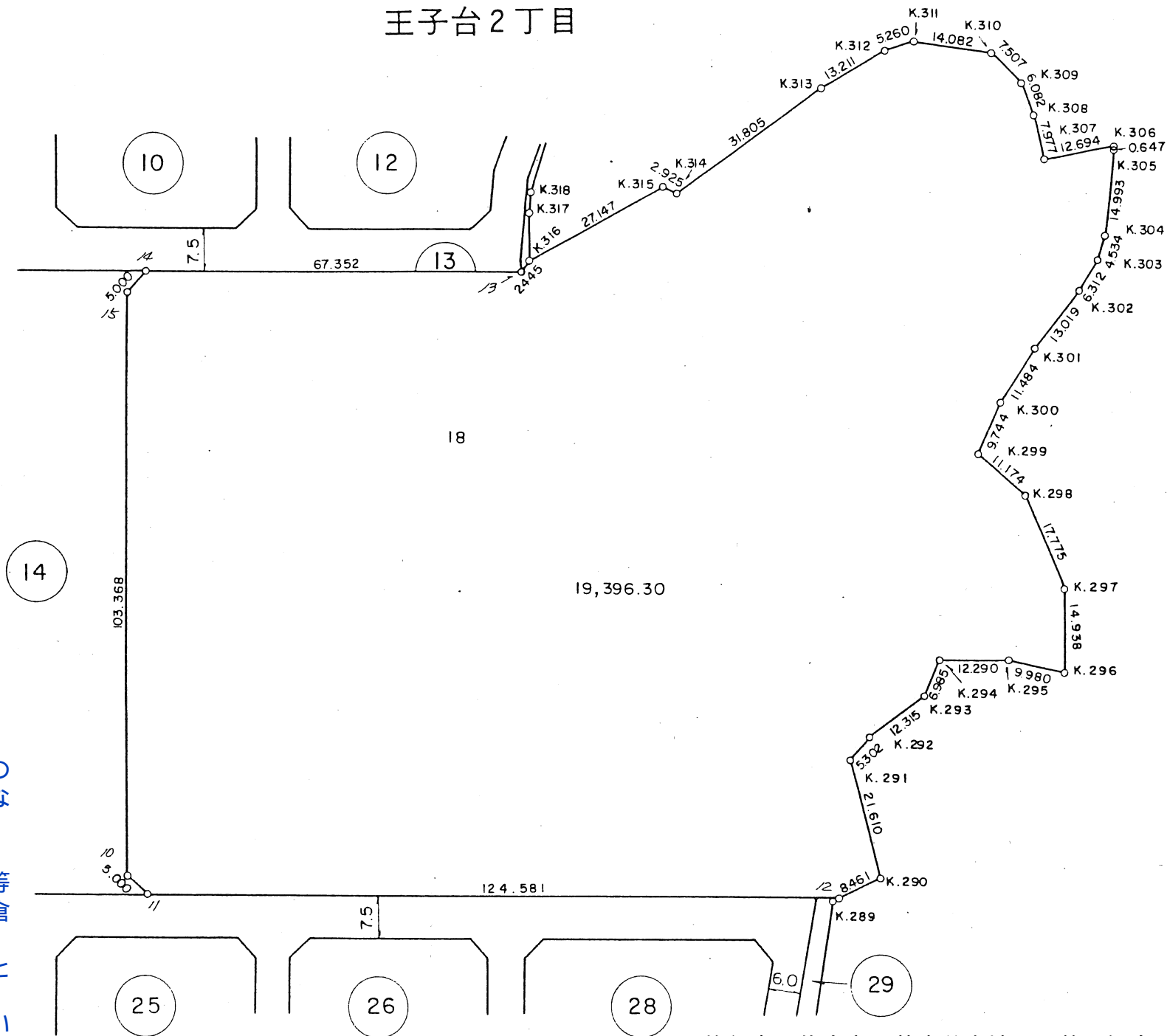
縮尺 1:1,000

街区番号 13

王子台 2丁目



王子台 2丁目



この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。  
 換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生じても佐倉市は関与できません。  
 また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責任を負いません。

施行者：佐倉市臼井生谷土地区画整理組合  
 (昭和59年2月1日換地処分)

凡 例	
	換地位置

# 換地 図

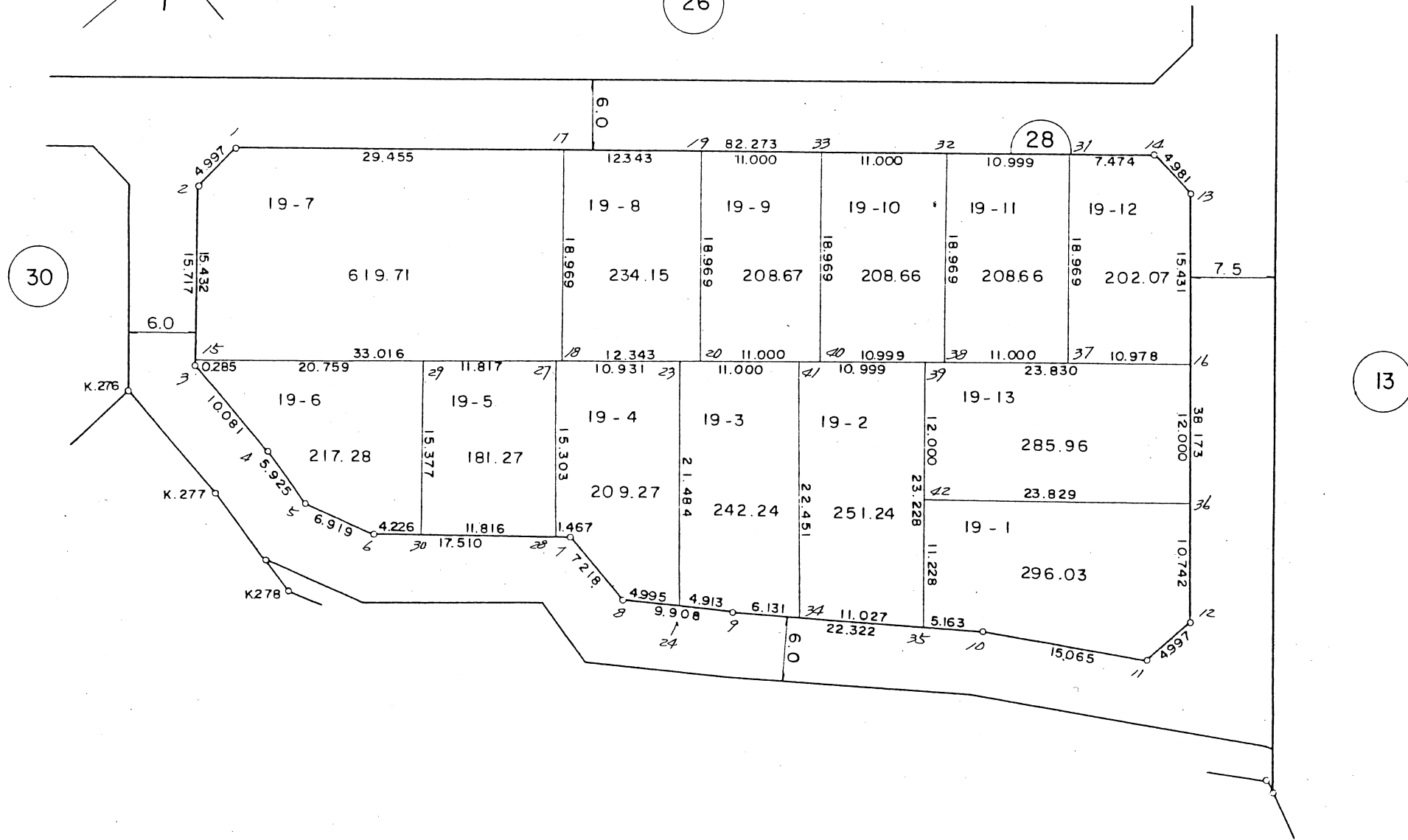
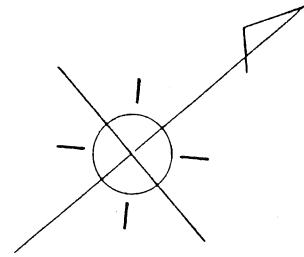
縮尺 1:500

街区番号 28

王子台 2丁目

王子台 2丁目

26



この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。  
換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生  
じても佐倉市は関与できません。  
また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責  
任を負いません。

施行者：佐倉市臼井生谷土地区画整理組合  
(昭和59年2月1日換地処分)

凡	例
	換地位置

# 換地 図

縮尺 1:500

街区番号 26

王子台 2 丁目

王子台 2 丁目

25

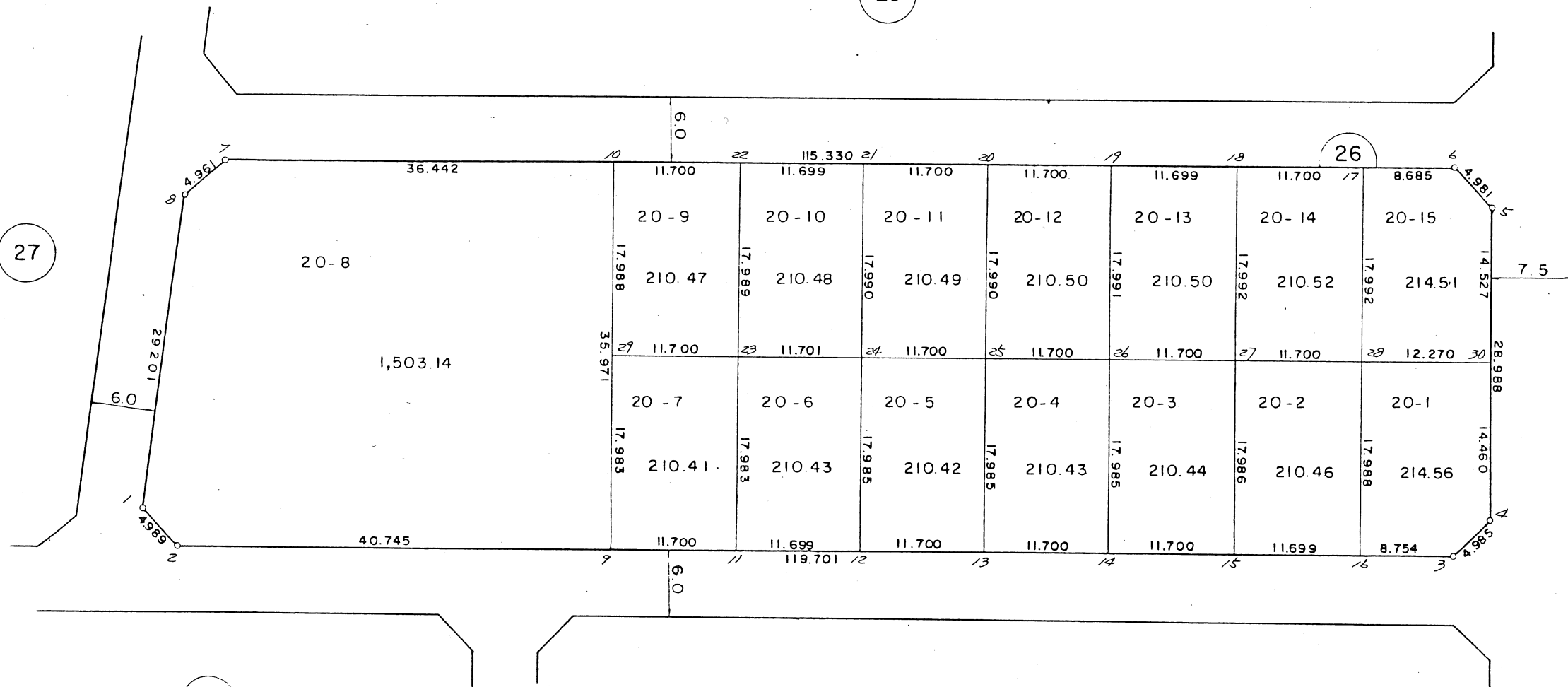
26

27

13

30

28



この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。  
換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生  
じても佐倉市は関与できません。  
また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責  
任を負いません。

施行者：佐倉市臼井生谷土地区画整理組合  
(昭和59年2月1日換地処分)

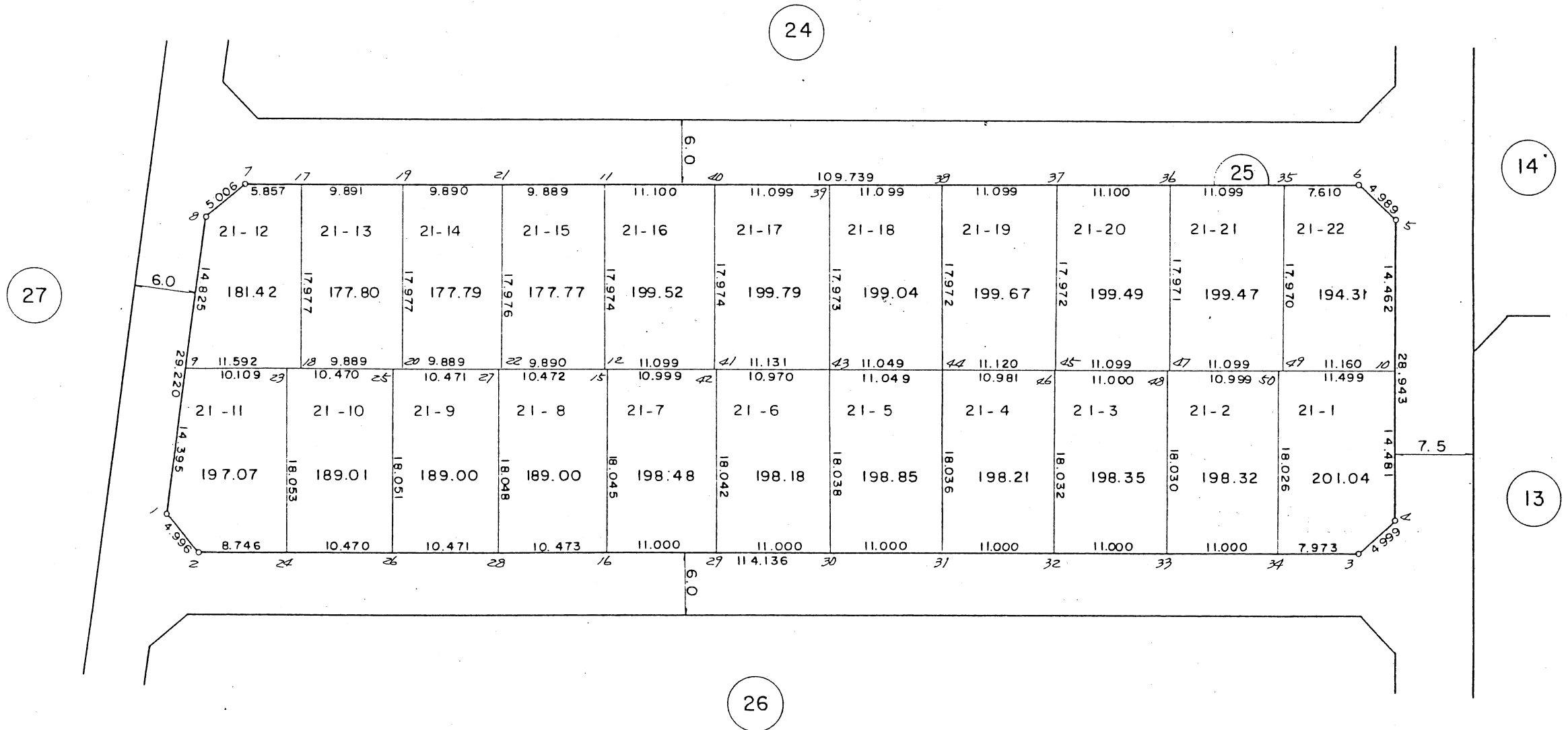
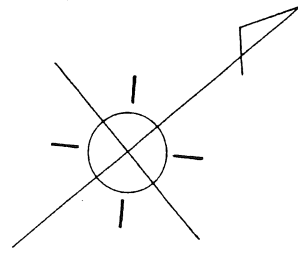
凡	例
<input type="checkbox"/>	換地位置

# 換地 図

縮尺 1:500

街区番号 25  
王子台 2 丁目

王子台 2 丁目



この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。  
換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生  
じても佐倉市は関与できません。  
また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責  
任を負いません。

施行者：佐倉市臼井生谷土地区画整理組合  
(昭和 5 9 年 2 月 1 日換地処分)

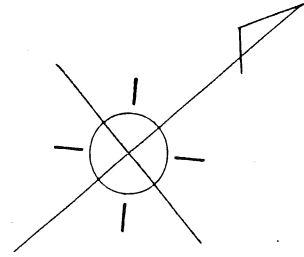
凡	例
	換地位置

# 換地 図

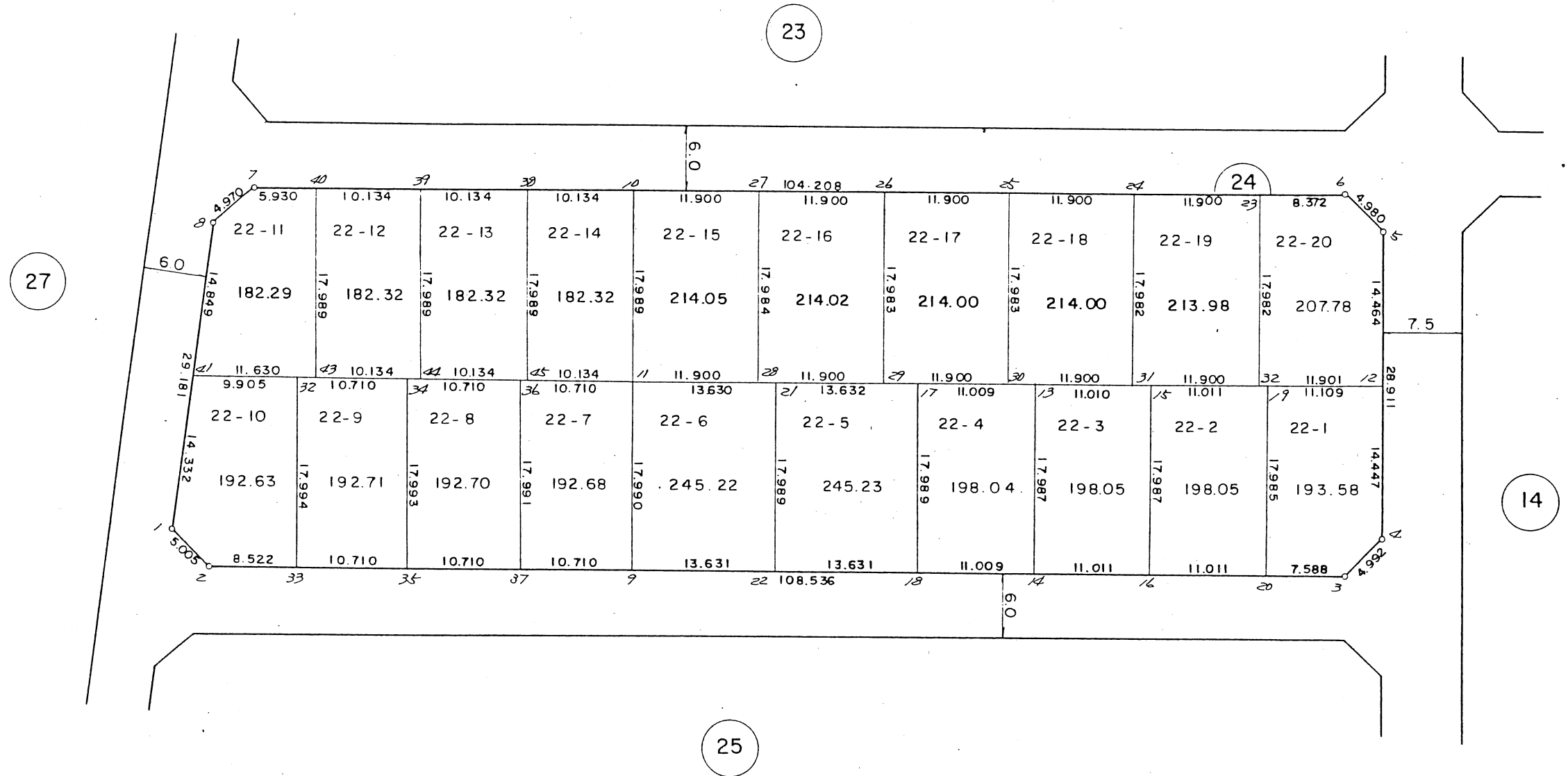
縮尺 1:500

街区番号 24

王子台 2 丁目



王子台 2 丁目



この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。  
換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生  
じても佐倉市は関与できません。  
また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責  
任を負いません。

施行者：佐倉市臼井生谷土地区画整理組合  
(昭和59年2月1日換地処分)

凡 例	
	換地位置

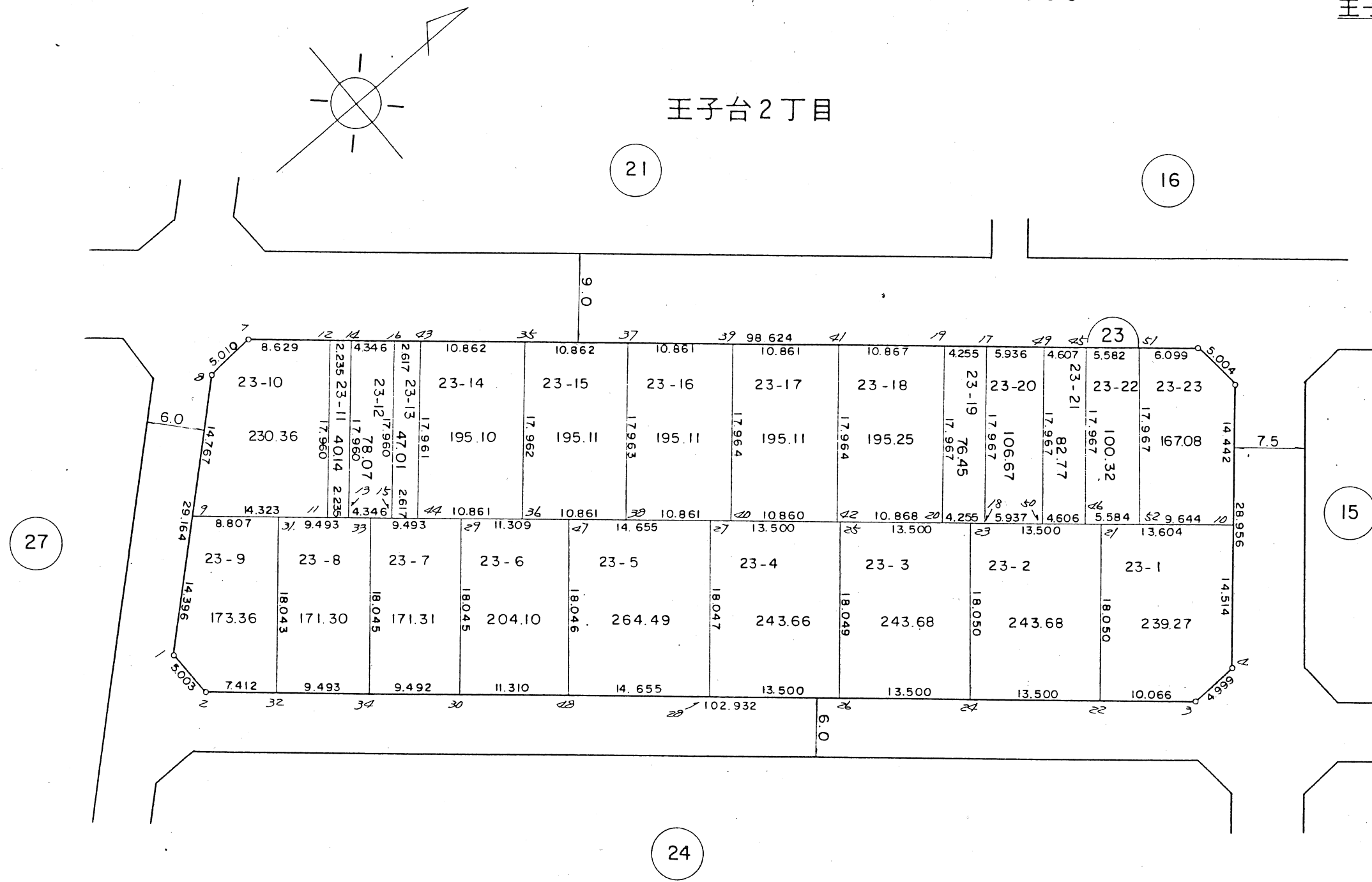
# 換地 図

縮尺 1:500

街区番号 23

王子台 2丁目

王子台 2丁目



この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。  
換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生  
じても佐倉市は関与できません。  
また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責  
任を負いません。

施行者：佐倉市臼井生谷土地区画整理組合  
(昭和59年2月1日換地処分)

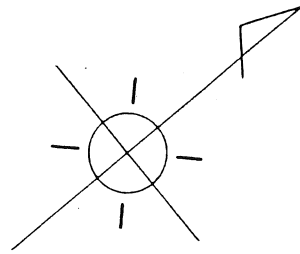
凡 例	
	換地位置



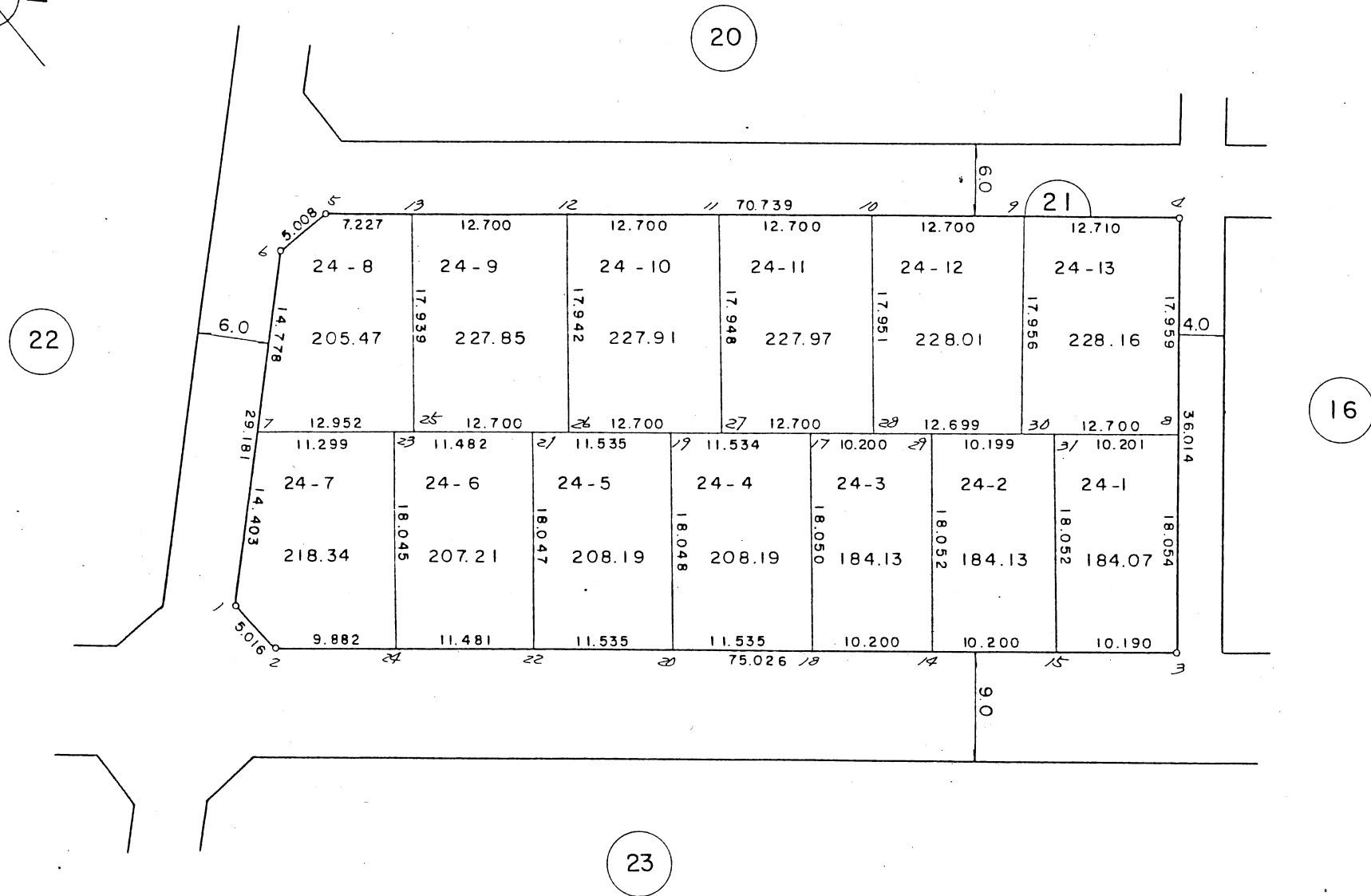
# 換地 図

縮尺 1:500

街区番号 21  
王子台 2 丁目



王子台 2 丁目



この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。  
換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生  
じても佐倉市は関与できません。  
また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責  
任を負いません。

施行者：佐倉市臼井生谷土地区画整理組合  
(昭和59年2月1日換地処分)

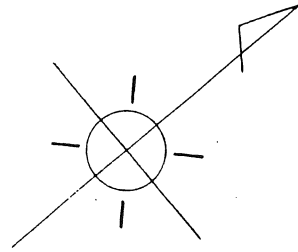
凡	例
	換地位置

# 換地 図

縮尺 1:500

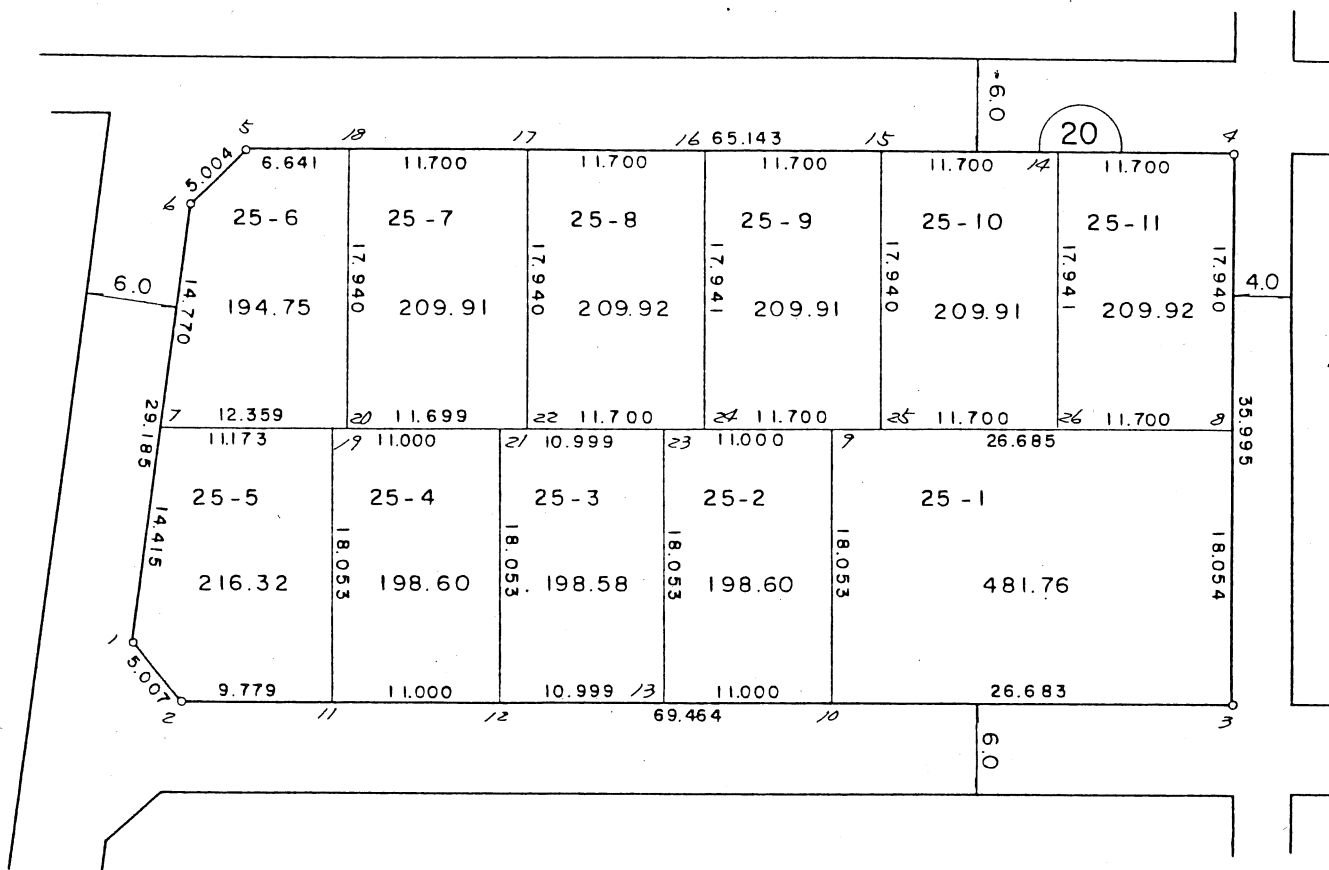
街区番号 20

王子台 2丁目



王子台 2丁目

19



17

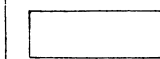
22

21

この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。  
換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生  
じても佐倉市は関与できません。  
また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責  
任を負いません。

施行者：佐倉市臼井生谷土地区画整理組合  
(昭和59年2月1日換地処分)

凡 例



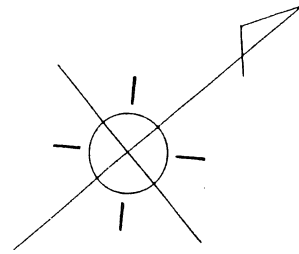
換地位置

# 換地図

縮尺 1:500

街区番号 19

王子台 2 丁目



王子台 4 丁目

42

18

22

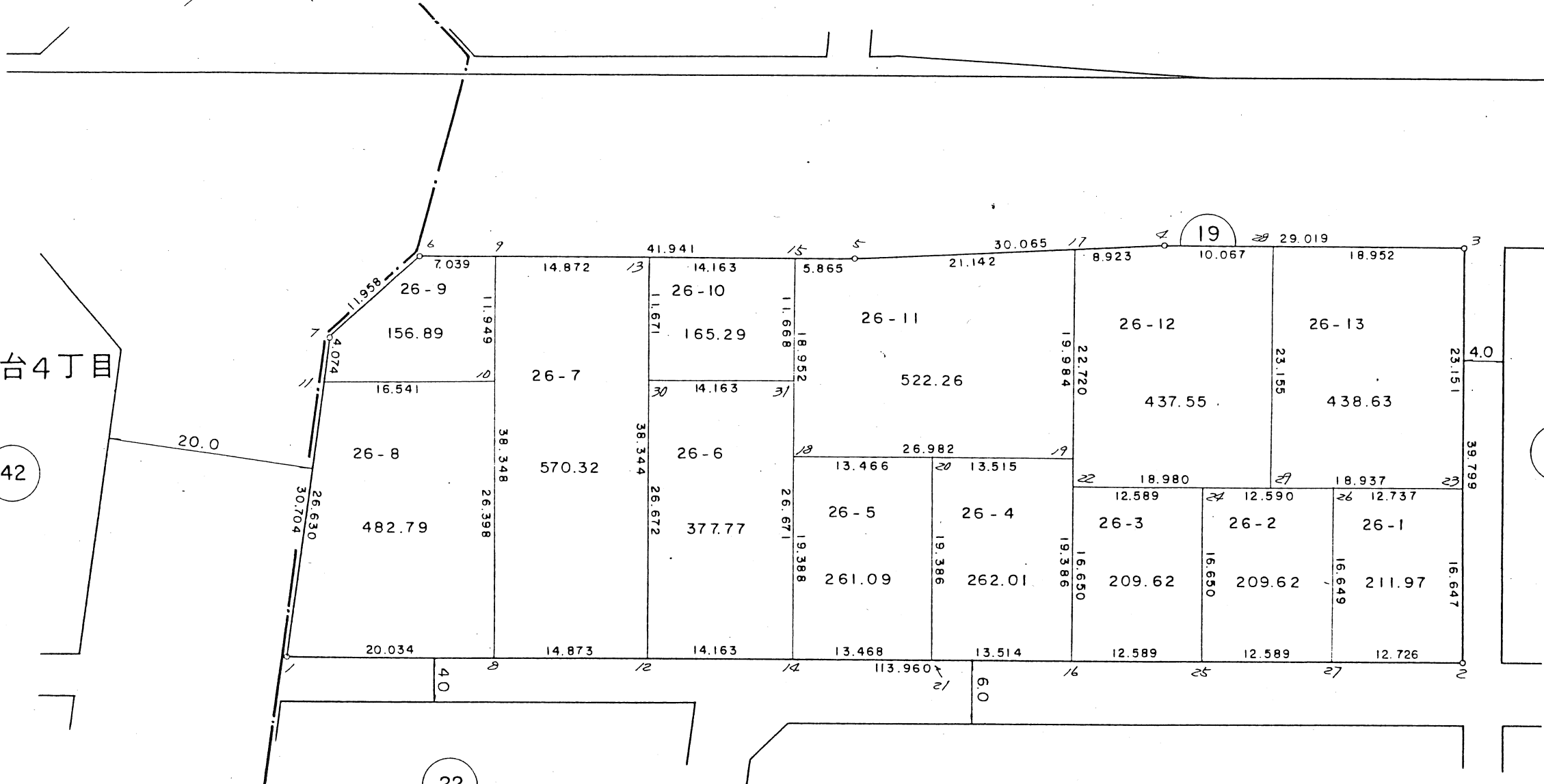
20

王子台 2 丁目

この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。  
換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生  
じても佐倉市は関与できません。  
また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責  
任を負いません。

施行者：佐倉市臼井生谷土地区画整理組合  
(昭和 59 年 2 月 1 日換地処分)

凡 例	
	換地位置



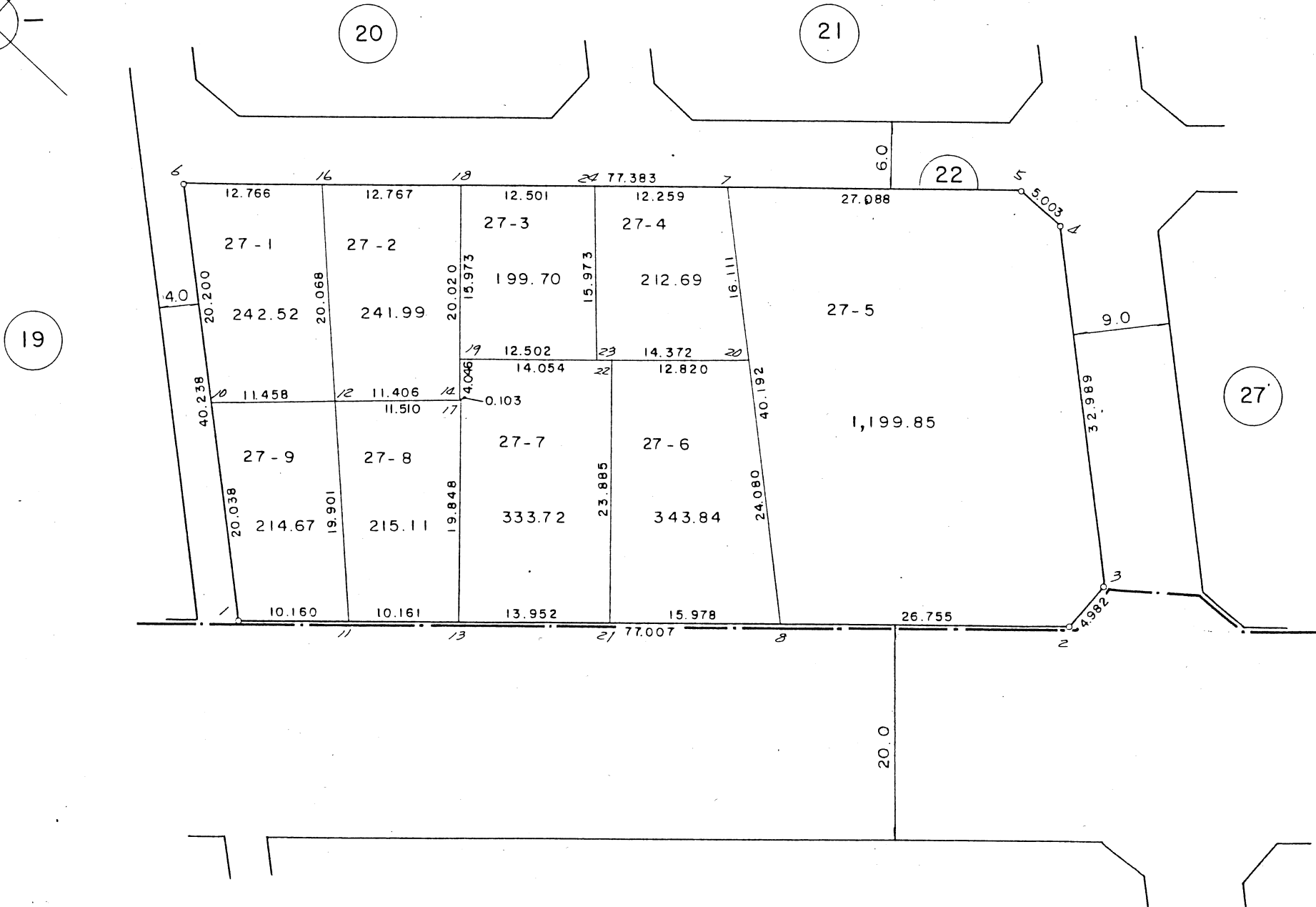
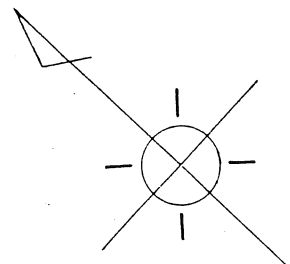
# 換地 図

縮尺 1:500

街区番号 22

王子台 2丁目

王子台 2丁目



この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。  
換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生  
じても佐倉市は関与できません。  
また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責  
任を負いません。

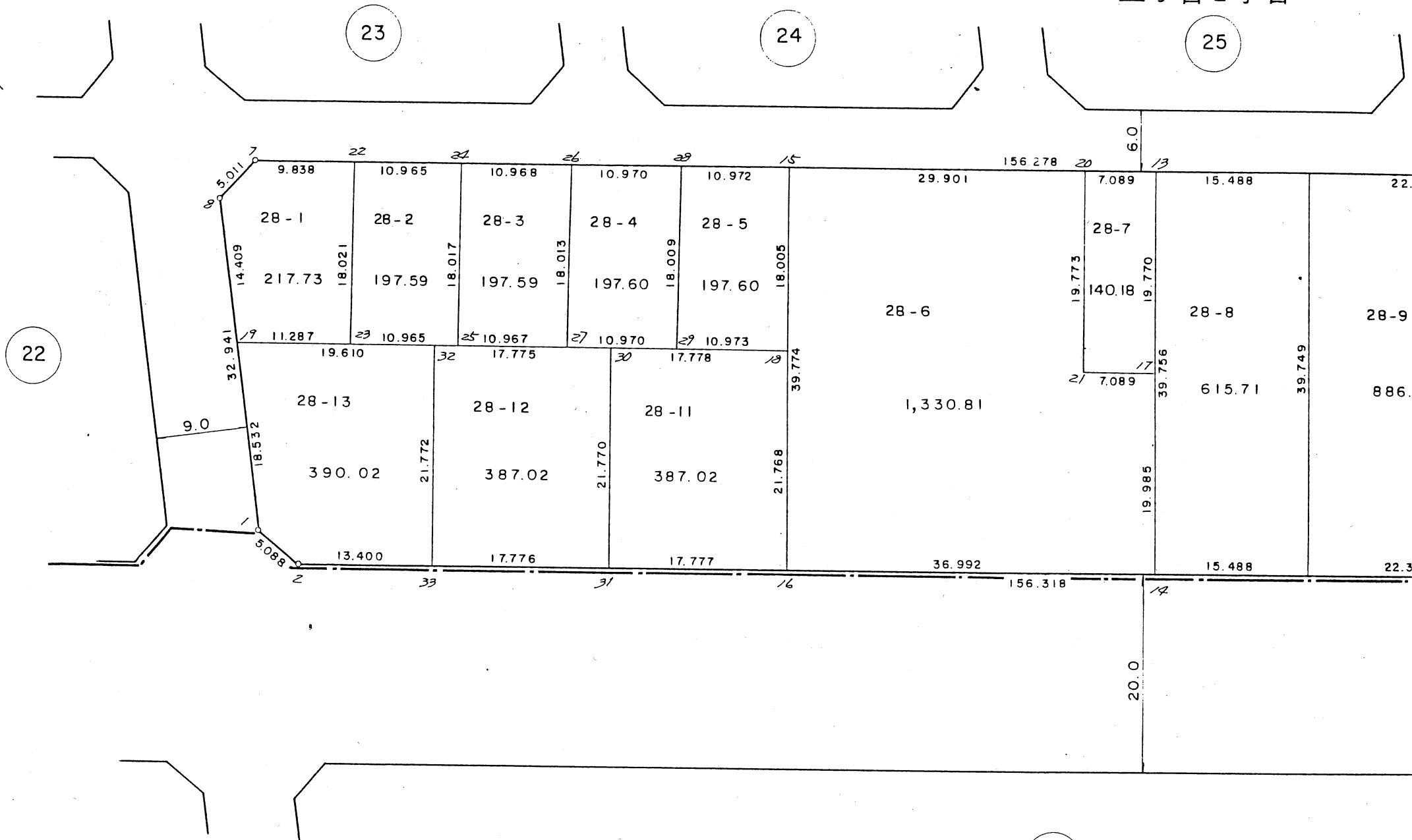
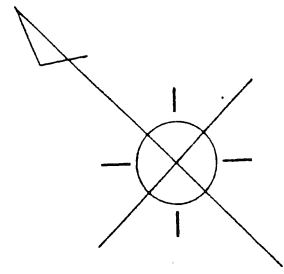
41

王子台4丁目 施行者：佐倉市臼井生谷土地区画整理組合  
(昭和59年2月1日換地処分)

凡	例
	換地位置

# 換地図 縮尺

王子台2丁目



22

23

24

25

37

王子台4丁目

この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。  
換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生  
じても佐倉市は関与できません。  
また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責  
任を負いません。

施行者：佐倉市臼井生谷土地区画整理組合  
(昭和59年2月1日換地処分)

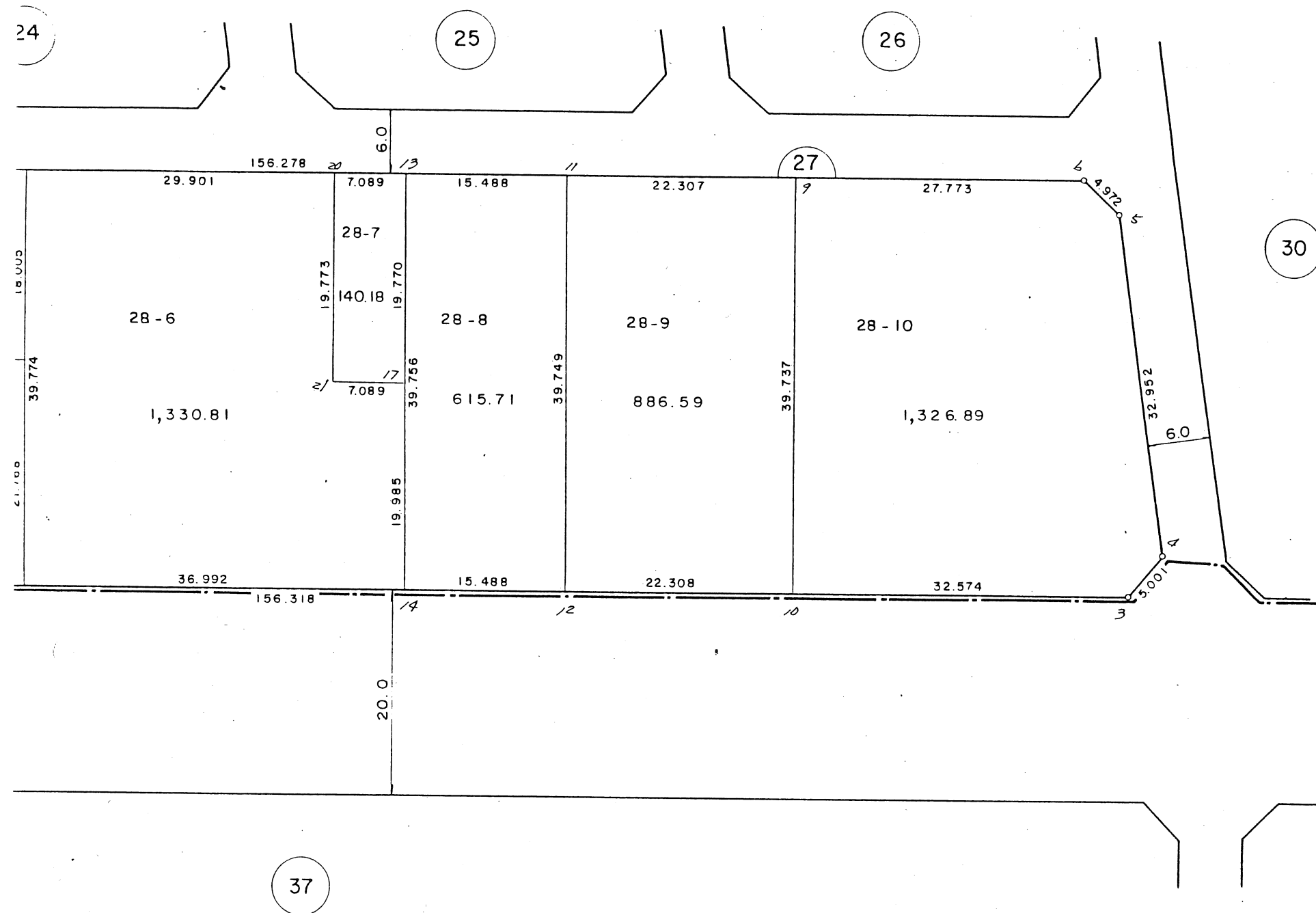
# 換地 図

縮尺 1:500

街区番号 27

王子台 2 丁目

王子台 2 丁目



この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。  
換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生  
じても佐倉市は関与できません。  
また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責  
任を負いません。

施行者：佐倉市臼井生谷土地区画整理組合  
(昭和59年2月1日換地処分)

凡 例	
	換地位置

# 換地 図

縮尺 1:500

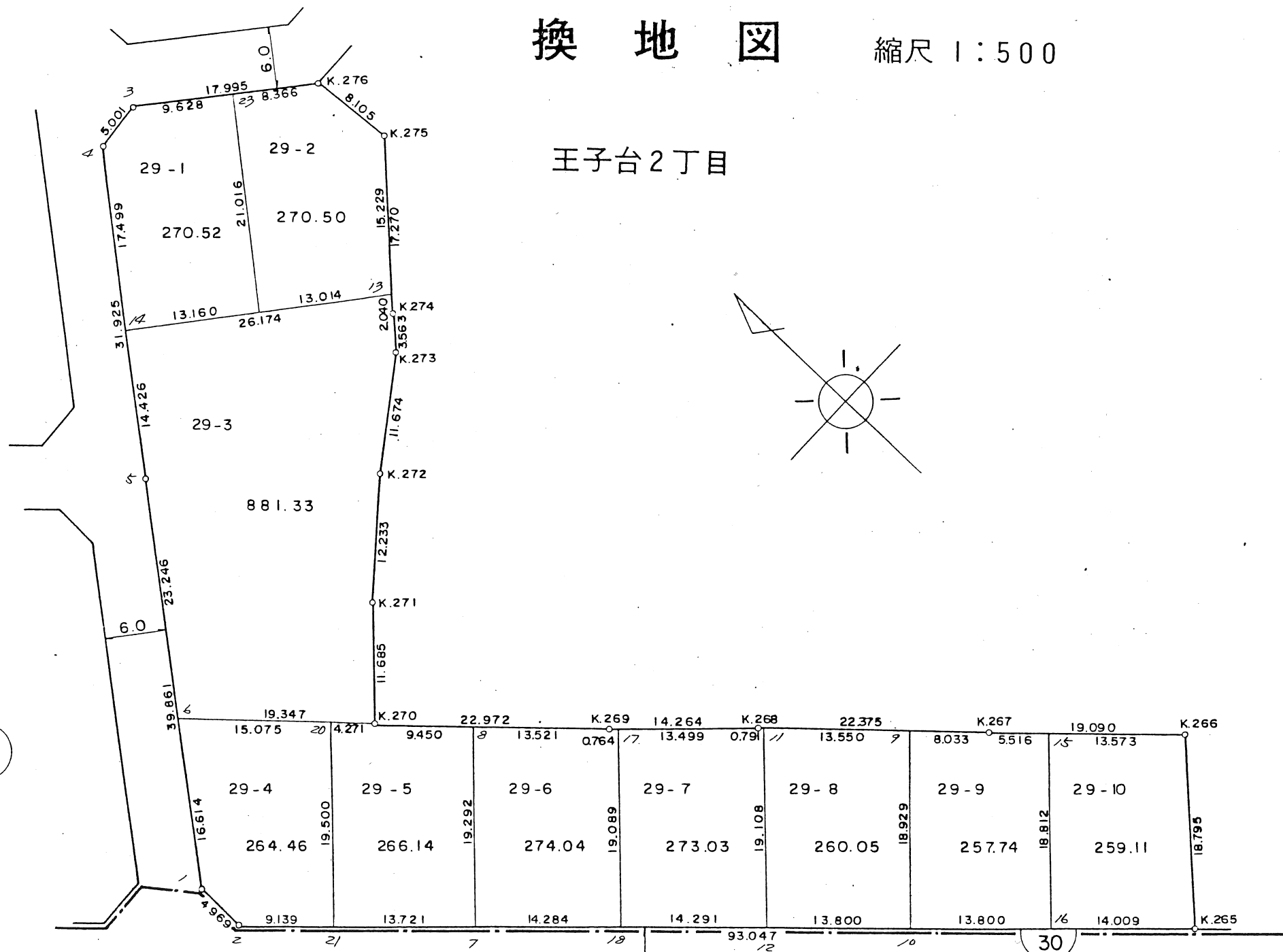
街区番号 30

王子台 2 丁目

王子台 2 丁目

26

27



この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。  
換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生  
じても佐倉市は関与できません。  
また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責  
任を負いません。

施行者：佐倉市臼井生谷土地区画整理組合  
(昭和59年2月1日換地処分)

凡	例
<input type="checkbox"/>	換地位置

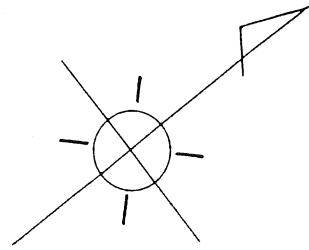
20.0  
目



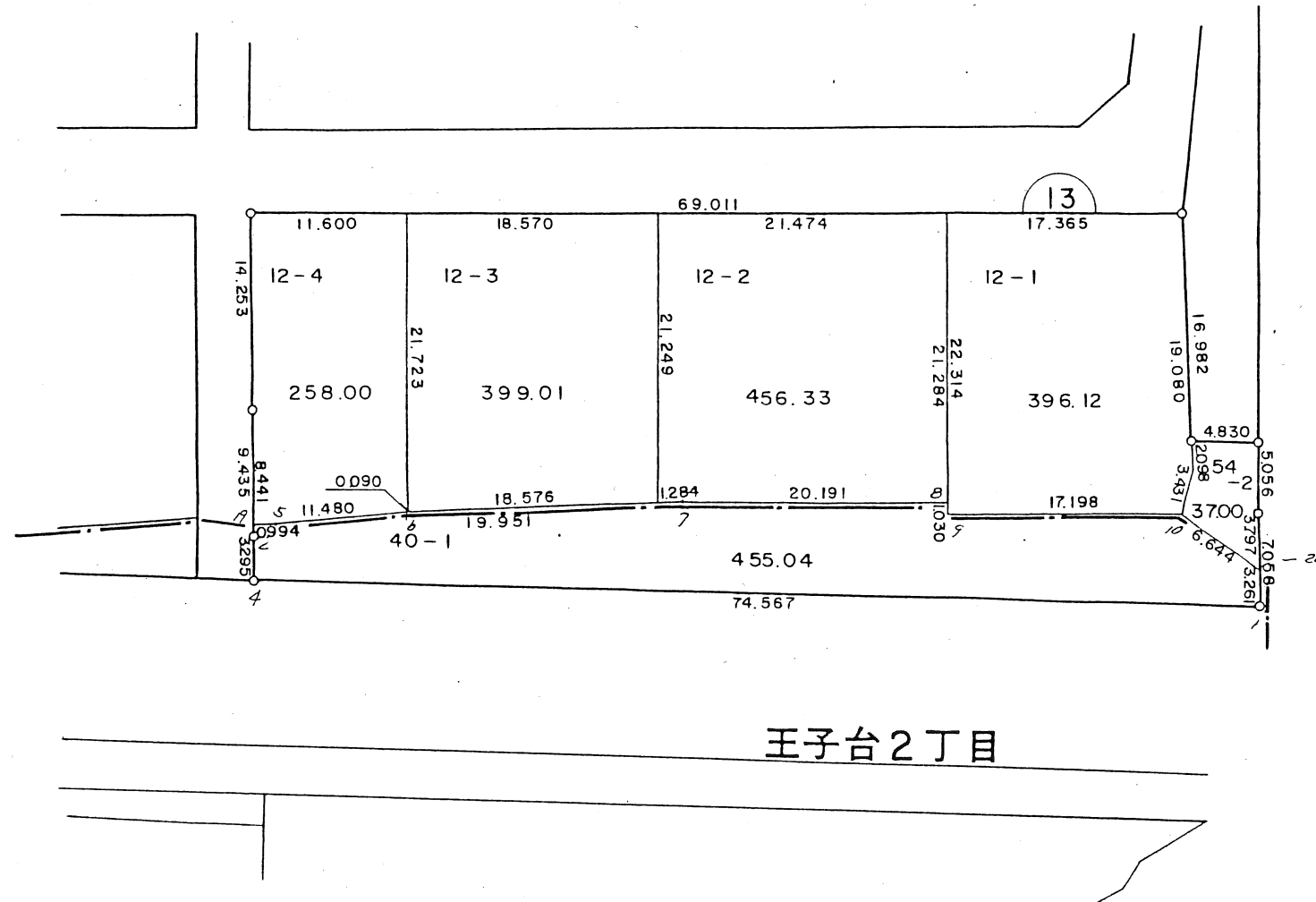
# 換地 図

縮尺 1:500

街区番号 13  
王子台 1丁目



王子台 1丁目



王子台 2丁目

この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。  
換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生  
じても佐倉市は関与できません。  
また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責  
任を負いません。

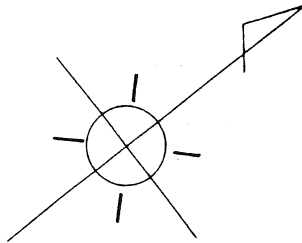
施行者：佐倉市臼井生谷土地区画整理組合  
(昭和59年2月1日換地処分)

凡 例	
	換地位置

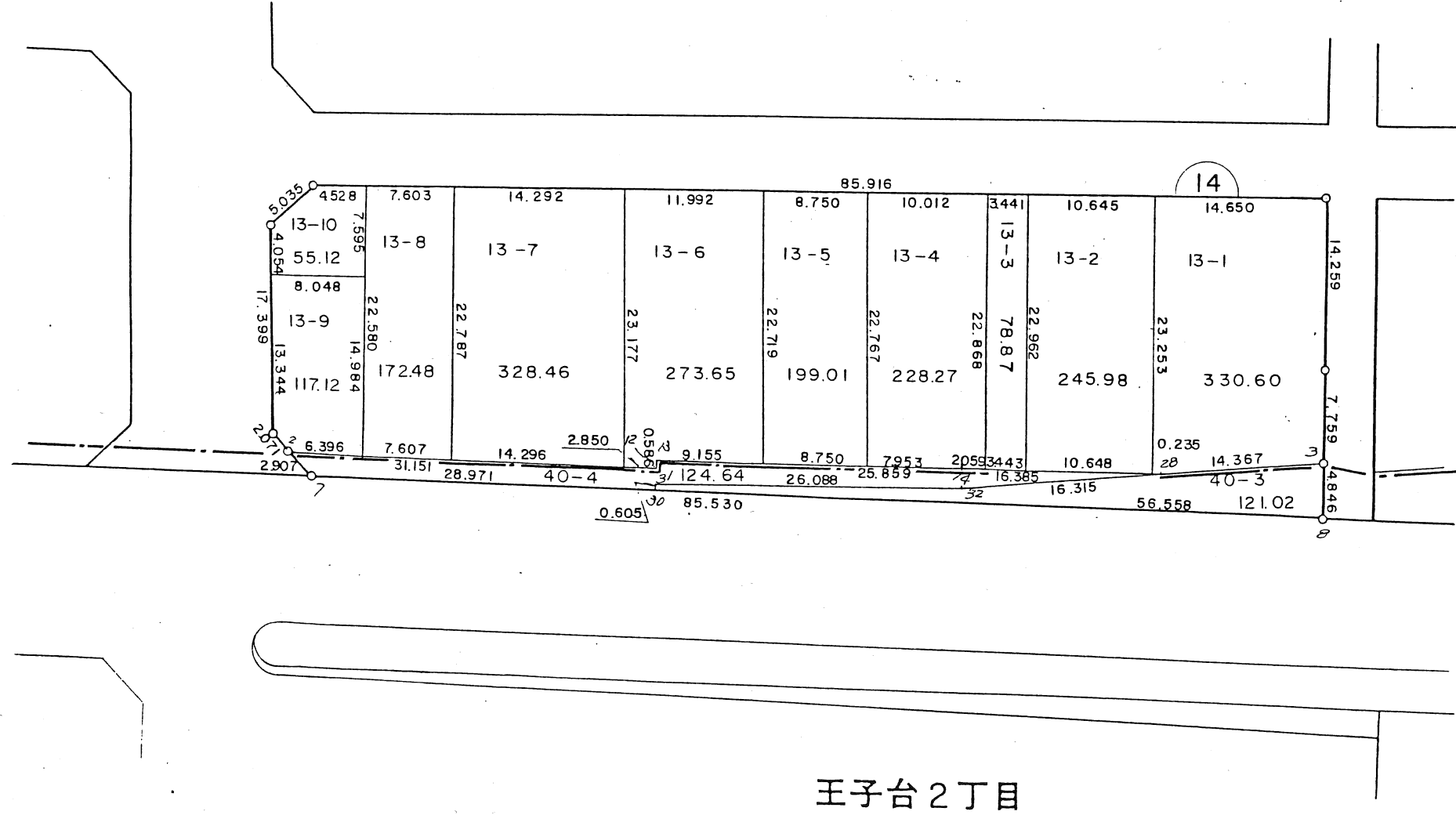
# 換地 図

縮尺 1:500

街区番号 14  
王子台 2 丁目



王子台 1 丁目



王子台 2 丁目

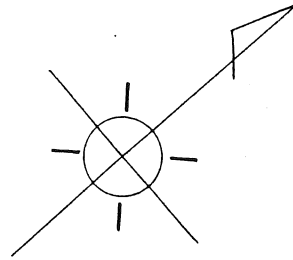
この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。  
換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生  
じても佐倉市は関与できません。  
また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責  
任を負いません。

施行者：佐倉市臼井生谷土地区画整理組合  
(昭和5・9年2月1日換地処分)

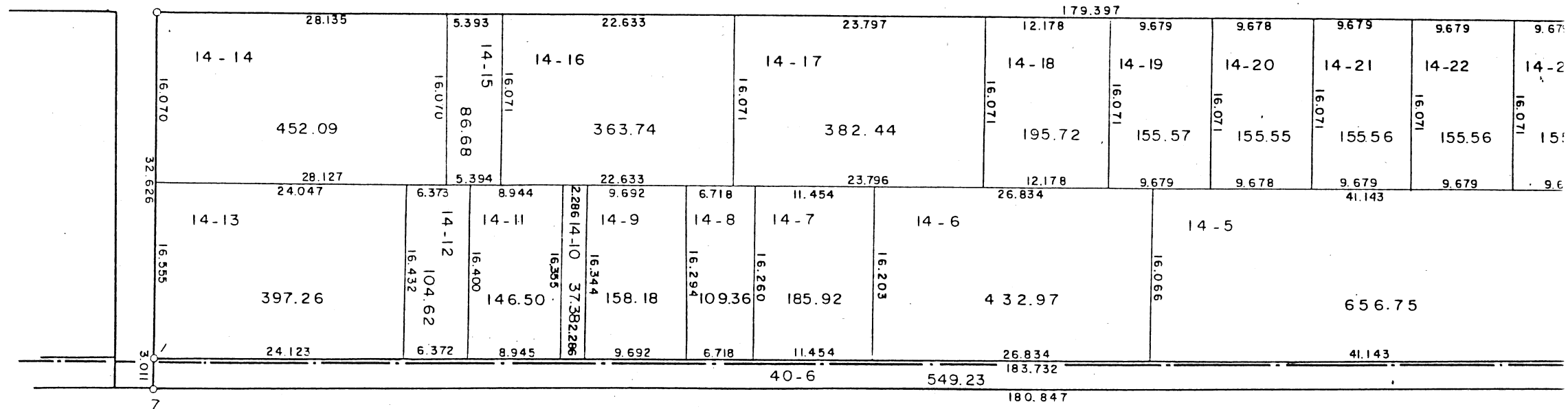
凡	例
	換地位置

# 換地図

縮尺 1:500



王子台1丁目



王子台2丁目

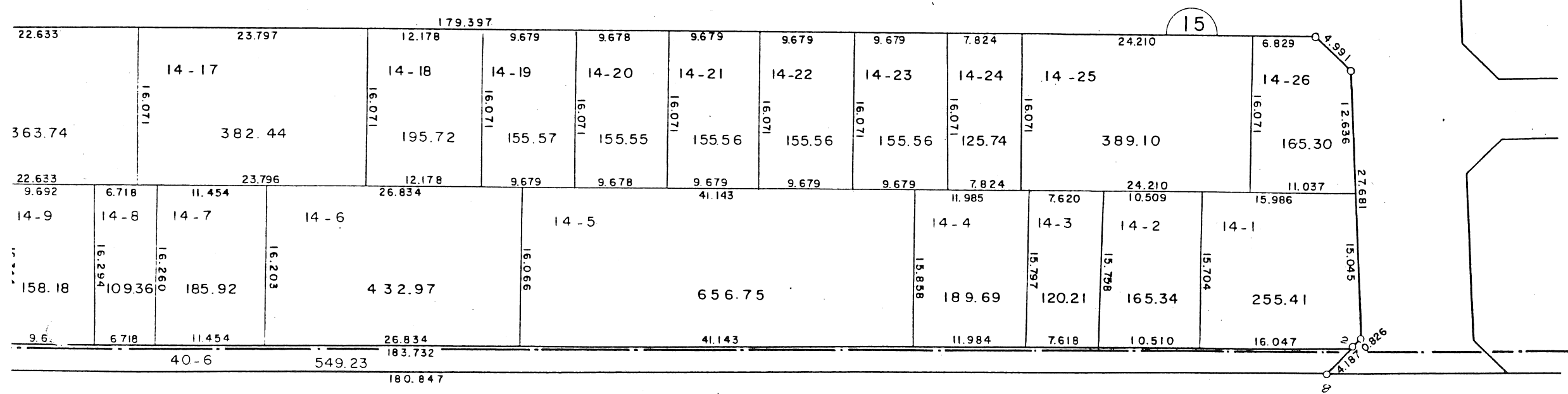
この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。  
 換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生  
 じても佐倉市は関与できません。  
 また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責  
 任を負いません。

施行者：佐倉市臼井生谷土地区画整理組合  
 (昭和59年2月1日換地処分)

# 換地図 縮尺 1:500

街区番号15  
王子台<sup>1</sup>/<sub>2</sub>丁目

王子台1丁目



## 王子台2丁目

この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。  
換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生  
じても佐倉市は関与できません。  
また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責  
任を負いません。

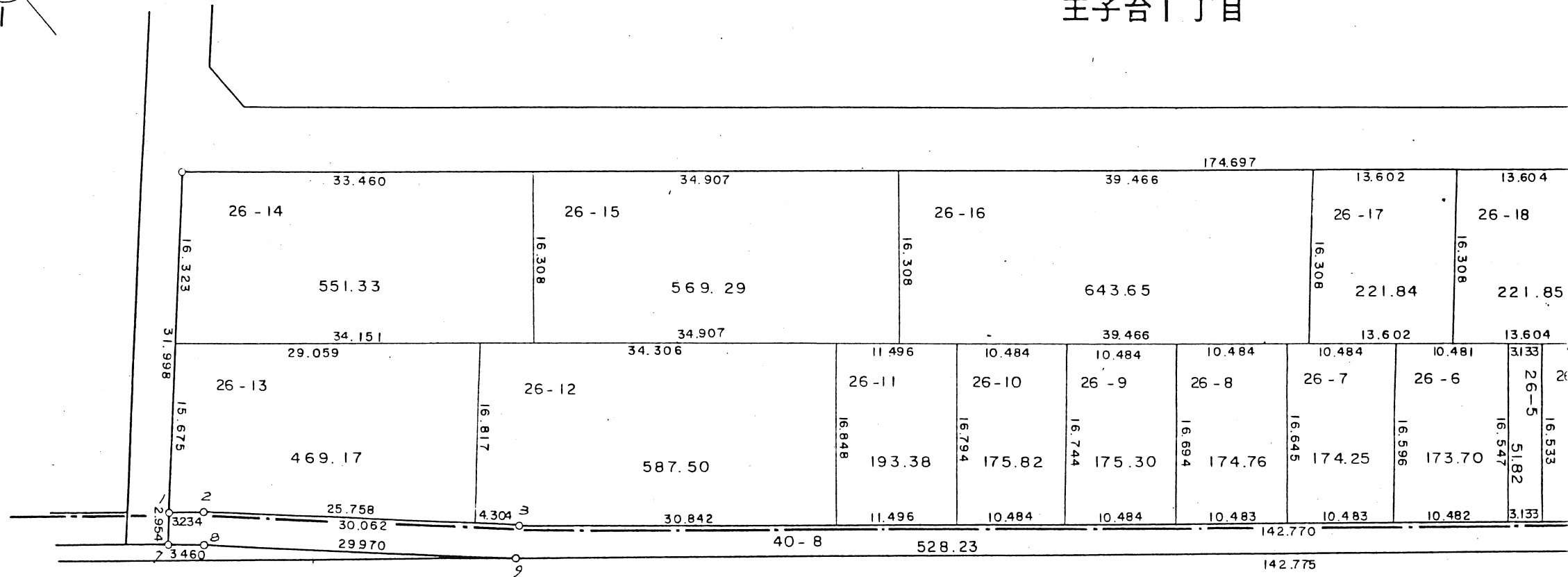
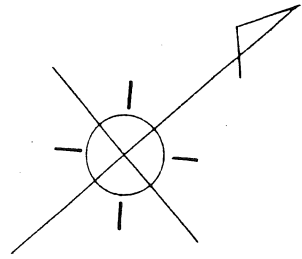
施行者：佐倉市臼井生谷土地区画整理組合  
(昭和59年2月1日換地処分)

凡 例	
	換地位置

# 換地図

縮尺 1:500

王子台1丁目



王子台2丁目

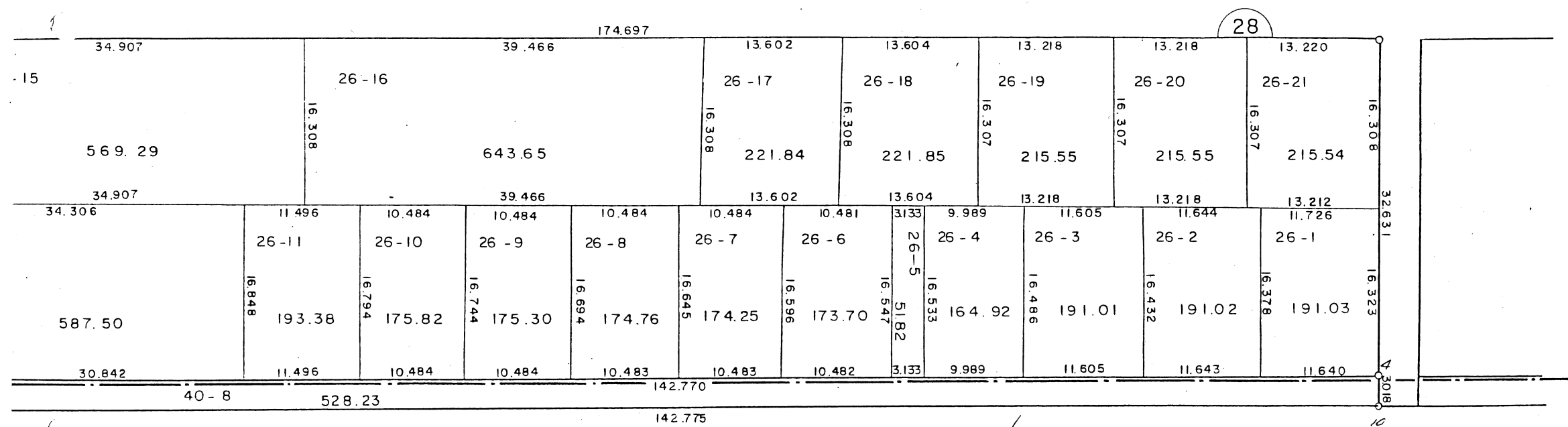
この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。  
換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生  
じても佐倉市は関与できません。  
また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責  
任を負いません。

施行者：佐倉市臼井生谷土地区画整理組合  
(昭和59年2月1日換地処分)

# 換地図 縮尺 1:500

街区番号 28  
王子台 1丁目

王子台 1丁目



王子台 2丁目

この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。  
換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生  
じても佐倉市は関与できません。  
また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責  
任を負いません。

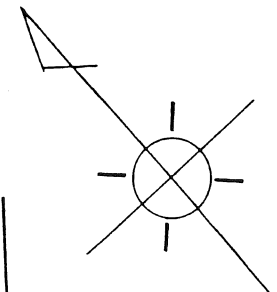
施行者：佐倉市臼井生谷土地区画整理組合  
(昭和59年2月1日換地処分)

凡 例	
	換地位置

# 換地図

縮尺 1:500

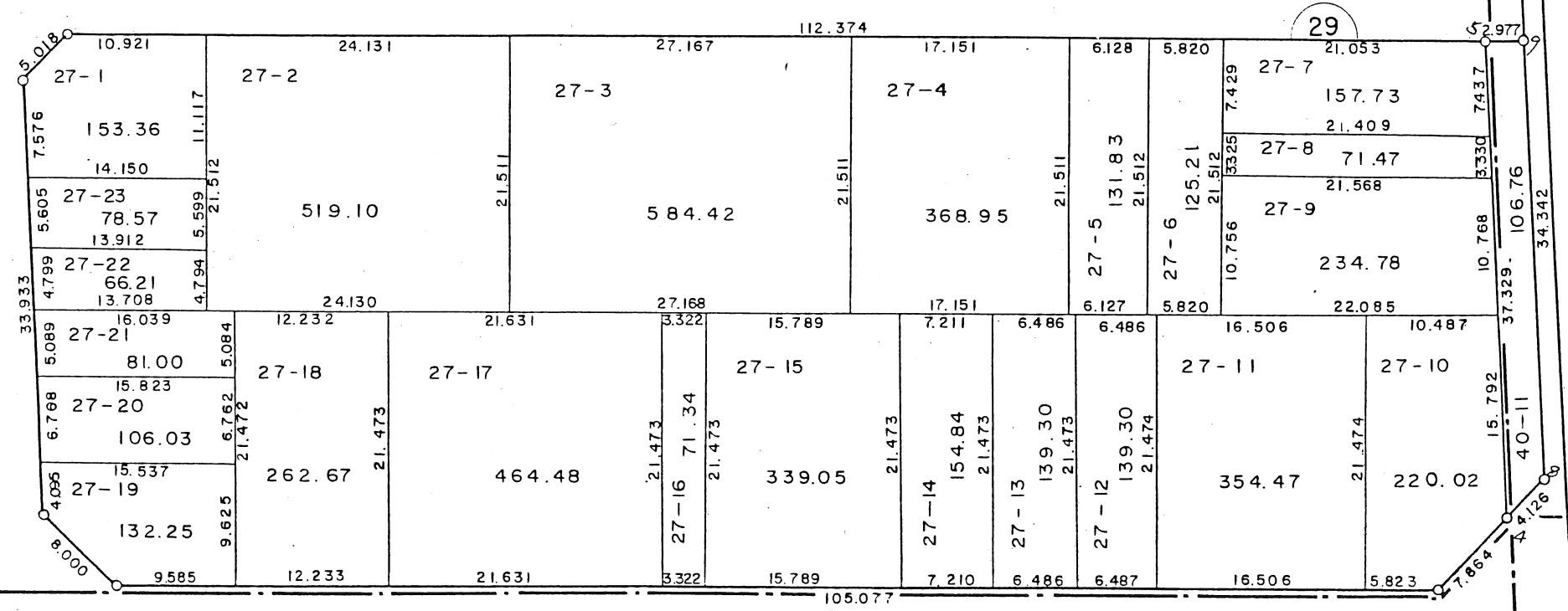
街区番号 29  
王子台 2 丁目



王子台 1 丁目

王子台 2 丁目

王子台 4 丁目



王子台 3 丁目

この図面は換地処分時点のもので、現況とは必ずしも一致しないことがあります。  
換地処分以降の土地の管理は、各権利者が行うもので、境界等に関する紛争等が生  
じても佐倉市は関与できません。  
また、この図面を利用することにより発生した損害等について、佐倉市は一切の責  
任を負いません。

施行者：佐倉市臼井生谷土地区画整理組合  
(昭和59年2月1日換地処分)

凡 例	
	換地位置